

官報 号外

平成二十一年二月九日

○第百七十一回 参議院会議録第七号

平成二十一年二月九日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十一年二月九日
午後一時 本会議

第一 平成二十年度における財政運営のための
財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関
する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されました東ティモール
民主共和国国民議会議長フェルナンド・ラサマ・
デ・アラウジョ閣下の御一行がたいま傍聴席に
お見えになっています。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表
します。

(総員起立、拍手)

平成二十一年二月九日 参議院会議録第七号

請暇の件 平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(趣旨説明)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

川口順子君から海外渡航のため来る十二日から
十日間の請暇の申出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長(江田五月君) 日程第一 平成二十年度に
おける財政運営のための財政投融资特別会計から
の繰入れの特例に関する法律案(趣旨説明)
本案について提出者の趣旨説明を求めます。中
川財務大臣。

(国務大臣中川昭一君登壇、拍手)

○国務大臣(中川昭一君) たいま議題となりま
した平成二十年度における財政運営のための財政
投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律
案の趣旨を御説明申し上げます。

平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)にお
いては、急激な内外の金融経済情勢の変化に対応
し、国民生活と日本経済を守る緊急の備えを万全
にする観点から策定されました生活対策及び生活
防衛のための緊急対策に盛り込まれた施策を実施
するための経費を計上しております。

これらの措置に必要な財源を確保するため、臨

時の措置として、財政投融资特別会計の積立金を
活用することとしております。

本法律案は、これを受けて、平成二十年度にお
ける財政投融资特別会計の財政融資資金勘定から
の一般会計への繰入れに関する特例措置を定める
ものであります。

以上、平成二十年度における財政運営のための
財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する
法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げ
た次第でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) たいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がございます。発言を許します。
大塚耕平君。

(大塚耕平君登壇、拍手)

○大塚耕平君 民主党・新緑風会・国民新・日本
の大塚耕平です。

たいま議題となりました財投特別会計特例法
案について、関係大臣に質問をさせていただきます。

麻生首相は、昨年十月三十日に景気対策を発表
しましたが、それに伴う二次補正予算案を昨年中
に提出せず、さらには二次補正予算成立直後に衆
議院で来年度予算案の並行審議が始まりました。
そのため、本法案の審議入りが本日に至ったこと
は誠に残念であることを冒頭申し上げます。

さて、本法案は、その第二次補正予算に含まれ
る定額給付金等の財源手当てを行うものですが、
御承知のとおり、私たち党派は、定額給付金には
反対の立場を取っております。もっとも、景気対
策の必要性も十分認識していることから、定額給
付金を除く部分については、小異を捨てて大同を
重んじ、賛成の立場を表明しております。

両院の多数派が異なる国会の現状をかんがみれ
ば、双方の多数派がそれぞれ譲り合うことが民意
に従うということであり、定額給付金以外の部分

は衆議院の多数派の考えを尊重し、定額給付金に
ついては参議院の多数派の意見を尊重するという
のが成熟した議会の対応と考えます。

そこで、官房長官にお伺いいたします。

麻生内閣として定額給付金の実施を断念し、そ
の財源を雇用等の他の対策に用いるおつもりはな
いでしょうか。驚くような前向きな御答弁を期待
しております。

次に、現在は二次補正が必要な経済状況であ
り、かつ、その状況に対して定額給付金が効果的
であるという認識が本法案の前提であるため、こ
の点に関して質問いたします。

平成二十年度実質経済成長率の政府見通しはマ
イナス〇・八%であるのに対し、日銀はマイナ
ス一・八%と予測しています。両者には大きな開き
がありますが、政府が日銀に比べて楽観的な現状
認識を抱いている根拠を伺います。

また、政府見通しでは平成二十一年度でゼロ%
に好転するようですが、日銀は逆にマイナス二%
に悪化することを想定しております。さらに、I
MFの見通しでは、平成二十年のマイナス〇・
三%から平成二十一年のマイナス二・六%に大き
く悪化することになっています。このように、日
銀やIMFの景気減速予測に対して、政府が逆に
景気好転を予測している根拠は何でしょうか。

政府、日銀、IMFの認識がこれほど大きく異
なることには違和感を感じます。与謝野大臣は、
現在の政府見通しを適切と考えているのでしょ
うか。

適切と考えているのであれば、衆議院で審議中
の平成二十一年度予算を前提に景気好転を予測し
ているのでありますから、平成二十一年度補正予
算などは全く念頭にないものと理解してよろしい
でしょうか。

あるいは、楽観的過ぎるという認識であれば、
具体的に政府見通しを修正するのでしょうか。そ

の際には、どのような追加対策を行うのでしょうか。平成二十一年度予算成立後に補正予算を編成する意思があるのでしょうか。お伺いいたします。

内閣府においては、例年どおり一月十九日に閣議決定された経済見通しの公表をもって、しかも、大いに甘い見通しを公表して、当面の仕事は一段落したかのような雰囲気を感じられます。しかし、麻生内閣が現下の情勢を百年に一度の未曾有の危機とするならば、内閣府も平時とは異なる姿勢で仕事に臨むべきです。

危機を乗り越えるまでの間、内閣府は毎月、経済見通しを更新すべきと考えます。経済財政モデルに最新の雇用、輸出、消費等のデータを入力すれば簡単に計算できるはずで、与謝野大臣には、今後は毎月最新見通しを公表するつもりがあるかどうかを伺います。

次に、定額給付金の位置付けと効果について伺います。

中川大臣は、財政演説において、生活対策及び生活防衛のための緊急対策として定額給付金を計上すると述べていますが、麻生首相も中川大臣も、予算委員会等の場で、再三景気対策であるとも発言しています。財政演説の説明と異なることから、改めて定額給付金の位置付けを伺います。

また、麻生首相は、持続的成長へのきつかけとして大きな意義を有するとも答弁しています。どのようなメカニズムで定額給付金が持続的成長へのきつかけになるのかを与謝野大臣に論理的に御説明いただきたいと思います。

定額給付金は、GDPを〇・二％押し上げるという説明が繰り返されています。この点に関し、中川大臣は、地域振興券の実績を前提に四割が消費に回るとして計算していると答弁しています。しかし、地域振興券の実績は三二％です。四割というのは過大見積りではないでしょうか。

衆議院において、内閣府は、定額給付金の経済効果を、四割が消費に回った場合は〇・一五％、三二％の場合は〇・一二％と答弁しています。過大な前提を使い、しかも〇・一五％という計算結果を〇・二％とするのは恣意的な説明ではないでしょうか。数字の是非とともに、国会に対してそういう姿勢で臨んでいることに警鐘を鳴らしておきます。

実績の三二％ではなく四割を使うことについて、内閣府は地域振興券との違いを強調し、定額給付金は消費性向の高い低所得者層にも支給するため、及び消費性向が高い高齢者が約七百万人増加しているためとしています。低所得者や高齢者に給付すると経済効果が上がるという考え方ならば、当該層に集中的に支給する方が適切ではないでしょうか。

もっとも、その一方で社会保障政策において高齢者や低所得者の負担を増やしているのは論理矛盾であり、右手と左手で違うことをやっていると言えます。

定額給付金の総額二兆円は、年収二百万円の人を百万人雇用でき、消費税に換算すれば年間一％分、二か月間であれば全廃できる金額です。他の使い方が景気には効果的ではないでしょうか、改めてお伺いいたします。

次に、国会で審議中にもかかわらず、定額給付金の準備が既に進んでいることについて伺います。

一月八日の民主党財政金融部門会議において、仮に本法案が成立しない場合、政府短期証券等で資金を調達し定額給付金を執行することが可能かどうかを財務省にたざしたところ、できないと即答しましたが、一月二十九日、伊吹前財務大臣がそれとは異なる見解を表明されました。

そこで、念のため二月三日の財政金融委員会議事会において財務省に再度見解を求めたところ、

次の三点が表明され、書面でも民主党に提出されました。正確に読み上げます。

第一に、政府短期証券は年度内の資金繰りの手段であり、同年度の歳入により償還する必要があるもの。資金繰りは、歳出予算の執行の判断の問題とは異なる。

第二に、政府としては、歳入欠陥を前提とした予算の執行はできない。

第三に、上述の前提の有無の判断は、財源法案の成立の確実性にかかわる問題であり、国会の意思に関する事柄であることから、具体的に言及することは差し控えたい。

いずれも財務省として重要な認識を開陳していますが、とりわけ第二点は明快です。改めて財務大臣に伺います。本法案が成立しない限り、定額給付金の執行はできないと理解してよろしいでしょうか。

ところで、一方では、定額給付金の事務費補助金は既に給付されたとも聞き及びます。

一月十六日に鳩山大臣は、財源法案の年度内成立が確実と見込まれる状況になれば事務費補助金は執行可能と発言。中川大臣も二月三日に、定額給付金支給準備のための事務的経費については対応可能と述べています。

そこで、総務大臣に伺います。

自治体はどのような準備状況にあるのか、また自治体に対して既に補助金が支給されたのか、自治体がこれまでに自主財源で対応した分について事後的に補助対象になるのかを伺います。

また、一月二十八日付けの補助金交付要綱の別紙ただし書には、定額給付に要する事務経費については、補助金の交付決定前に執行したものであっても、平成二十年十月三十日に決定された生活対策に係るものであれば補助金の対象として差し支えないという方針が明記されています。しかし、昨年十月三十日以降、第二次補正予算あるいは

本法案が衆議院で成立する以前の諸準備は、法的根拠を欠く国庫債務負担行為であり、財政法第十五条違反と言えます。

そこで、現在は、鳩山大臣のいうところの財源法案の年度内成立が確実と見込まれる状況に該当するかどうか、法的根拠のない国庫債務負担行為に対して補助金を交付するかどうか、仮に交付した場合は財政法違反であるかどうかについて、それぞれ政府の認識を伺います。

あわせて、これらの事実関係を確認するため、今後、補助金が交付された場合、いつの時点の諸準備に対応したものであるかの内訳の開示を求めます。

この問題のみならず、天下り問題においては法律を政令でゆがめ、基礎年金の国庫負担問題においては法律を閣議決定でゆがめ、道路特定財源一般財源化の閣議決定については歳入のことであって歳出のことではないと詭弁を弄すなど、最近の麻生内閣の遵法意識の低下には目に余るものがあります。この点に関する官房長官の見解を伺います。

ところで、第二次補正予算では定額給付金事務費として八百二十五億円が計上されています。費目別の内訳を申し上げます。人件費二百三十三億円、発送費二百七十一億円、給付事務経費百八十六億円、事務機器経費十三億円、広報関係経費三十七億円、システム開発経費六十五億円、民生委員等協力手当十九億円などです。

なぜ人件費が新たに発生するのでしょうか。民間企業であれば、社員が所定の給与の範囲内で新たに発生した業務にも対応するのが普通です。広報関係経費とは何でしょうか。既存の広報誌の記事として掲載すれば済む話です。事務機器経費とは何でしょうか。この業務を行うために新たにコピー機でも購入するのでしょうか。会議開催経費とは何でしょうか。民生委員にはこういときに

協力してもらうためにふだんから手当を支給しているのではないですか。この細目を計上した段階では定額給付金の詳細はまだ決まっていません。業務要件もシステム要件も明らかでない中で、どうやってシステム開発経費を計上したのでしょうか。

総務大臣には、八百二十五億円の積算根拠に関する資料提出を求めます。ちなみに、八百二十五億円は、毎月十億円の給付を一年間にわたって六万八千七百五十人に支給できる金額であることを申し添えます。

また、鳩山大臣は、定額給付金は法定受託事務ではなく自治事務であると明言しています。自治事務の経費を国が負担する根拠は何でしょうか。その他の自治事務についても、今後は国が経費を負担するのでしょうか。

今回の対応は、地方財政法第十六条、国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるときに限り、地方公共団体に対して補助金を交付することができるという内容が根拠になっているそうです。同条のその施策とは地方が独自に行うものであり、国が企画立案したものではないと考えますが、見解を伺います。

その施策とは国の施策であるという答弁の場合には、その施策を施策そのものに限定せず、それに伴う事務費まで含む根拠は何でしょうか。また、法的根拠のない国庫債務負担行為に係る事務費まで面倒を見る根拠は何でしょうか。

報道によれば、市町村議会において定額給付金に反対する意見書を可決する動きがあるようですが、自治体及び議会の動向並びに定額給付金を執行しない自治体が出た場合の対処方針について伺います。

また、鳩山大臣は、所得制限は非現実的であり、やらないよう全市町村に要請すると発言していましたが、具体的に要請したかどうかを伺います。

平成二十一年二月九日 参議院会議録第七号

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(趣旨説明)

す。

あわせて、御列席の官房長官と各大臣が定額給付金をお受け取りになるかどうかを改めてお伺いいたします。

最後に、拙速かつ稚拙な検討で進められた郵政民営化のために、実質的には国民の資産であるかんぽの宿が二束三文で不正にたたき売りされた事実が明らかになり、国民の政治不信を高めています。麻生首相は、その郵政民営化について、自分はそのも反対だったと発言して波紋を呼んでいます。郵政民営化と同様に、拙速かつ稚拙な検討で導入された定額給付金についても、後になって本当は反対だったと言っているのではないのでしょうか。

そうならないように、反対が多数の民意を重んじ、この法案の審議過程で定額給付金を断念し、野党が提案している他の対策にその財源を用いることを再度強く求めます。

さもなければ、一刻も早く解散・総選挙を行い、民意の賛同を取り付けた上で定額給付金を実施するのが民主主義の正道であると申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣中川昭一 登壇、拍手)
○国務大臣(中川昭一 君) 大塚議員の御質問に答え申し上げます。

定額給付金の位置付けについてのお尋ねがありました。

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援であり、あわせて、家計に広く給付することにより消費を増やす経済効果もあり、生活対策における重要な施策の一つと考えております。このような定額給付金の目的は当初から何ら変わっておりません。

次に、定額給付金は低所得者や高齢者に集中的に支給すべきではないかというお尋ねでございます。

す。

定額給付金は家計への緊急支援として実施するものであることから、迅速性が重要であると考えております。このため、すべての方に給付するシンプルなお、その中で、住民基本台帳等の情報に基づいて容易に区分が可能な六十五歳以上の高齢者及び十八歳以下の若年者に対しては加算を行うこととしております。その結果、平均所得の比較的低い世帯に厚い給付となっているものと考えております。

定額給付金以外の政策の方が景気対策には効果的ではないかというお尋ねでございます。

定額給付金による消費の喚起は、景気押し上げの極めて大きな要素でもあり、持続的経済成長のきっかけとしても大変効果のあるものと認識をしております。もちろん、雇用、中小企業対策などの施策も重要であり、政府としては、生活対策及び生活防衛のための緊急対策に盛り込まれた施策等を着実に実施したいと考えております。

法案成立前の定額給付金の執行につきましてお尋ねがありました。

第二次補正予算に計上された生活対策に係る経費の執行につきましては原則として財源法案の成立が必要と考えており、定額給付金の支給についても、その財源が確保されていないことから当面は執行を見合わせることにしております。

ただし、定額給付金支給に係る地方自治体の事務経費など補正予算の年度内執行に不可欠な準備経費につきましては、補正予算の早期執行の必要性や財政法の趣旨等を総合的に勘案し、執行を開始することとしております。

いづれにしましても、まずは財源法案の一日も早い成立をお願いいたします。

第二次補正予算成立前の定額給付金の支給準備行為につきまして補助金を交付することがあるのか、また、それは財政法違反であるかどうかについてお尋ねがありました。

第二次補正予算成立前に地方自治体が準備行為を行った段階において国が補助金を交付すべき債務を負うものではなく、国が債務を負うのはあくまで予算成立後、補助金の交付決定を行うときであることから、御指摘のような財政法違反には当たりません。

また、国の補助金の交付対象は、予算が成立し補助金の交付決定がなされた後の事業が原則としておりますが、補助金を所管する省庁の判断により、必要があればそれ以前に事業を実施し、その事業に対して補助金を支出することについて法令上の問題はないものと考えております。

定額給付金につきましては、その効果を十分に上げるためには早期かつ確実に行うことが求められております。このため、補助金交付要綱において、給付に要する事務経費については事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても事務費補助金の対象として差し支えないという取扱いとされております。

定額給付金の受取についてのお尋ねがありました。

私個人の対応につきましては、関連法案が成立した段階で、地方公共団体の具体的な運用を踏まえて検討したいと考えております。

いづれにいたしましても、景気回復のため、必要な消費により内需拡大に寄与していきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣河村建夫 登壇、拍手)
○国務大臣(河村建夫 君) 大塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、定額給付金を他の対策に使うつもりはないかとお尋ねがございました。

定額給付金は生活対策における重要な施策の一つと位置付けており、早急の実施する必要がある

か、また、それは財政法違反であるかどうかについてお尋ねがありました。

第二次補正予算成立前に地方自治体が準備行為を行った段階において国が補助金を交付すべき債務を負うものではなく、国が債務を負うのはあくまで予算成立後、補助金の交付決定を行うときであることから、御指摘のような財政法違反には当たりません。

と考えておるところでございます。

もちろん、雇用対策も重要であり、政府といったしましては、派遣労働者、年長フリーター等を正規雇用した企業に対する助成、雇用の維持に努める企業に対する雇用調整助成金の拡充、都道府県に過去最大の四千億円の基金を創設することによる地域の求職者の雇用機会の創出等により雇用の安定を図るなど、生活対策及び生活防衛のための緊急対策に盛り込まれた施策等を着実に実施してまいります。

次に、麻生内閣の遵法意識についてのお尋ねでございます。

定額給付金の事務費給付につきましては、ただいま財務大臣から答弁があったとおり、財政法違反ではございません。また、昨年末に施行されました退職管理政令につきましては、国家公務員法の規定にのっとり制定したものでございます。

基礎年金については、持続可能な年金制度の構築のために二分の一を国庫で負担するための法律案を先般国会に提出いたしております。道路特定財源につきましては、二十年五月の閣議決定で示された方針にのっとり、揮発油税の歳入を道路整備に使うという義務付けをやめ、すべて一般財源化するための法律案を先般国会に提出いたしております。

麻生内閣は法令に基づいて適切に政策課題に対応しており、遵法意識が低下したとの御批判は何ら根拠のないものであります。

定額給付金を受け取るのかというお尋ねがございました。

定額給付金は、国民から納めていただいた税金をこの経済情勢の厳しい時期に国民の皆さんへ還元する形で給付を行って家計を助け、併せて消費を振興し、内需の拡大を図るものであって、生活対策、生活防衛のための緊急対策の一環として講じるものであって、国民からも給付を待っている

という声も多くいただいております。

私が受け取るかどうか、これはあくまでも個人の判断ではございますが、私といたしましては受け取って、国内景気に寄与すべく、内需拡大、消費の下支えのために有効に使わせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣と謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 政府経済見通し、追加経済対策及び補正予算についてのお尋ねがありました。

二十一年度政府経済見通しは、昨年十二月の閣議了解時点までに公表された経済指標等を踏まえて政府の経済財政運営の下で想定される経済の姿を描いており、これに向けて政府は政策を推進していくこととしております。

日本銀行、IMFの予測につきましては、このところの国内外の経済環境の急速な変化を踏まえて作成されたものと考えられます。

政府経済見通しにおきましては、累次の経済対策の実施や原油価格の低下等による交易条件の改善効果が見込まれるため、年度後半には民間需要の持ち直しなどにより低迷を脱していくことが期待されるとしております。ただし、世界の金融経済情勢の悪化によつては、景気の下局面が更に厳しく、また長くなるリスクが存在することについても認識をいたしております。

こうした中、二十一年度予算や関連法案の成立による事業規模七十五兆円の経済対策の実施が我が国の景気の底割れを防ぐための最大の景気対策と考えております。現在は、平成二十一年度予算等を国会で御承認いただくことが最優先、最重要の課題であると考えております。

次に、経済の見通しの修正及び毎月の公表についてのお尋ねがありました。

足下の経済状況が急速に悪化していることにつきましては政府といたしましても認識しておりますが、経済見通しは、政府の経済財政運営の下で想定される経済の姿を描いたものであり、毎月の経済指標の公表等に合わせてその都度改定されるべきものではないと考えております。

次に、定額給付金と持続的な経済成長についてのお尋ねがありました。

定額給付金は、家計に直接広く給付することにより、生活者の不安にきめ細かく対処し、消費を増やす経済効果が期待されるものであります。事業規模七十五兆円の経済対策に盛り込まれた他の施策とともに、景気の底割れを防ぎ、持続的成長につなげていくものと考えております。

次に、定額給付金が追加的消費に回る割合と経済効果の説明についてのお尋ねがありました。

地域振興券を交付した当時に比べますと、現在は景気後退下で所得が伸びないといった厳しい経済環境にあることなどから、貯蓄に回るよりも消費される可能性が高いと考えられております。また、地域振興券には交付開始後六か月という使用期限がありましたが、定額給付金には使用期限がなく、追加的な消費に回る割合がより大きくなる可能性ががあります。したがって、定額給付金のうち、おおむね四割程度が追加的消費に回るとの想定は特段高いものではないと考えております。

なお、定額給付金の経済効果につきましては、実質GDP成長率を〇・一五ポイント程度押し上げる効果があると試算しておりますが、この値を四捨五入して〇・二ポイント程度と説明してきただけであります。

最後に、定額給付金を受け取るかどうかについてのお尋ねがありました。

定額給付金を受け取るかどうかにつきましては、関連法案が成立した段階で考えたいと考えて

おります。

以上です。(拍手)

(国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手)

○国務大臣(鳩山邦夫君) 準備状況でございますが、第二次補正予算の成立を受けて市町村では準備を行っておりますが、南さつま市、安芸高田市、長野市は既に補正予算の議決を得たようでございます。給付リストの作成のためのコンピュータシステムの改修、申請書の準備等に着手しているところもございます。

できるだけシンプルに形にしたわけであります。市町村の大きさが、規模によつて準備の遅速は出てくると思いますが、いずれにいたしましても、年度内の給付開始を目指して、市町村において急ピッチで準備をしていた、よろしくお願いをしております。

定額給付金事務費に係る補助金交付要綱を一月二十八日に地方自治体に通知し、同日施行したところですが、現時点では地方公共団体からまだ事務費の申請を受け付けてはおりません。したがって交付もいたしてはおりませんが、今日か明日ぐらいに事務費申請の一号が出るだろうと予測をいたしております。

事後的に補助対象になるかということですが、定額給付金事業の効果を上げるためには、早期かつ確実に行うことが求められます。

生活対策を決めたのが昨年の十月三十日でございまして、そこにこの定額給付金給付が入ったわけでございますので、それを受けてから市町村が準備をした事務費については補助対象とする旨を交付要綱に規定をいたしております。交付決定以前の経費を補助対象とするというような措置は、他の補助事業における例はかなりあるようにございます。

財源法案の年度内成立が確実と見込まれる状況に今あるかと、こういうことでございますが、第

二次補正予算の成立前でありましたが、事務費補助金執行可能時期の目安について、私は財源法案の年度内成立が確実と見込まれたときと申し上げたわけですが、定額給付金の事務費など補正予算の年度内執行に不可欠な準備経費については、事務費は規模の点でも問題がありませんので執行させていただきます。また、関連法案につきましては、財源法案につきましては、与党の強い決意を承っておりますので、年度内成立は確実と私は考えております。

それから、事務費の内訳についてでございますが、定額給付金給付事務費補助金は交付要綱に基づいて出すわけでございますが、補助金、つまり事務費の補助金の交付申請をさせますが、その費用分類ごとの内訳の提出は求めますが、いつの時期に使うかということまでは求めません。したがって、各市区町村が年度内支給に向けて多くの作業に対応していく中で、全団体のあらゆる事務を時系列的に、時点別に切り分けてとらえて集計することは事実上困難でございますので、大塚議員も御理解いただきたいと存じます。

八百二十五億円の内訳でございますが、定額給付金の事務費は、事務の標準的な内容を想定し所要経費を計上しているところでございますが、事務費の内訳については第二次補正予算の審議のための資料として既に提出してありますが、再度提出しろというのであれば同じものを再提出いたします。

自治事務である定額給付金の経費を国が負担する根拠であります。御承知のように機関委任事務がなくありません。法定受託事務と自治事務とがあります。法定受託事務というのは、ごく例外的なものでございます。したがって、自治事務である市町村あるいは都道府県の事業に国が補助をしているケースは極めて多数あるわけでござい

まして、これは地方財政法第十六条の、その施策を行うため特別の必要があると認めるときとして国が市町村に対して交付する、これが今回の定額給付金の事業あるいは事務費の補助の根拠でございます。このような例は枚挙にいとまがないと先ほど申し上げたとおりでございます。

定額給付金事務以外の自治事務についても今後国が事務費を支給するかという御質問でございますが、これは地方財政法第十六条は、必要があるときというので事業費も事務費も補助できるというふうになっておりますが、こういう自治事務に関する奨励的補助金の支給については、地方財政法九条の趣旨もありますので、事務費まで補助する必要があるかどうかということについては個別に判定することになっていくだろうと思っております。

地方財政法第十六条のその施策とは何かというのは、これは、国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるときと規定しております。その施策というのは、国の施策遂行のための必要性に応じて交付するものでございます。国の施策として地方公共団体が一定の事務事業を行うことを促すために、特別の必要がある場合には国が補助金を交付することが認められていると考えております。

財政法違反かどうかは、先ほど中川財務大臣がお答えしたように、事務費への助成は財政法に反するものではありません。国の施策を実施する上で特別の必要があると思うので事務費を交付するわけで、断じて法律違反ではありません。

総務省の実施本部には、確かに八市町の議会から定額給付金の見直しや撤回を求める意見書が届けられております。他方、今月五日には、和歌山県町村会から定額給付金事業への大きな期待と関連法案の早期成立を求める要望書が三百三十七名の署名付きで提出をされました。また、この六日

には、(発言する者あり)よろしいですか、この六日には、地方六団体から関連法案の早期成立を求める緊急申入れが出されたところでございまして、地方公共団体においては、定額給付金事業を含む生活対策、経済・雇用対策等の早期実施への期待がどんどん高まってきているところでございます。

次に、定額給付金を執行しない自治体が出てきたらどうかということでございますが、これは自治事務でございますから、特定の市町村が、うちは定額給付金は配らないと、こう決められれば、それはその市町村民は定額給付金は受け取れませんし、我々は強制することはできません。ただ、政府としては全自治体で実施していただきたいと考えておりまして、そのために市町村の負担が少ないシンプルな形を構築したわけでございます。

所得制限に関しては、私は、昨年十月三十日に生活対策発表の記者会見で麻生総理大臣が述べた、定額減税については給付金方式で全世帯について実施しますと、こうおっしゃられたわけですが、その形が一番いいと一貫して考えておりまして、国会でも私はそのような考えを答弁し続けております。

先月二十八日に制定した定額給付金給付事業費に係る補助金交付要綱の中で、所得を基準とする給付の差異については、これを設けないことを基本とするように地方公共団体に私の考えをお示したところでございます。

私が定額給付金を受け取るかというのは、もちろん受け取るわけでございまして、受け取って追加的な消費のために使うわけでございます。私の使い道は、前から申し上げておりますように、私の地元の中の比較的財政力指数の低いうきは市というところに行つて高級豚力ツカカモノを食べると、私はそう言い続けているわけです。私が早

く高級豚力ツカカモノを食べられますように、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)
○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長	江田 五月君
副議長	山東 昭子君

議員	山下 芳生君	風間 直樹君
	舟山 康江君	植松恵美子君
	紙 智子君	川崎 稔君
	大島九州男君	水戸 将史君
	仁比 聡平君	松野 信夫君
	青木 愛君	加賀谷 健君
	井上 哲士君	大門実紀史君
	津田弥太郎君	犬塚 直史君
	藤本 祐司君	足立 信也君
	那谷屋正義君	市田 忠義君
	小池 晃君	岩本 司君
	榛葉賀津也君	藤田 幸久君
	鈴木マリア君	佐藤 公治君
	中村 哲治君	内藤 正光君
	浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君
	一川 保夫君	増子 輝彦君
	羽田雄一郎君	高橋 千秋君
	谷 博之君	石井 一君
	・田名部匡吉君	大石 正光君
	千葉 景子君	岡崎トミ子君
	佐藤 泰介君	柳田 稔君
	北澤 俊美君	峰崎 直樹君
	中谷 智司君	松浦 大悟君

山平	幸司君	梅村	聡君	自見庄三郎君	岸	宏一君	川口	順子君	二之湯	智君	財政金融委員	補欠											
友近	聡朗君	徳永	久志君	加治屋義人君	森	ゆうこ君	河合	常則君	山本	香苗君	辞任	補欠											
川合	孝典君	米長	晴信君	大塚	耕平君	松井	孝治君	澤	雄二君	淵上	貞雄君	富岡由紀夫君	高君										
牧山ひろえ君	金子	恵美君	相原久美子君	鈴木	寛君	亀井	郁夫君	福島みずほ君	愛知	治郎君	藤末	健三君	姫井由美子君										
行田	邦子君	木村	仁君	山本	一太君	林	芳正君	岡田	広君	田村耕太郎君	牧山ひろえ君	那谷屋正義君	那谷屋正義君										
藤原	良信君	大河原雅子君	田中	康夫君	高嶋	良充君	小川	敏夫君	有村	治子君	魚住裕一郎君	水戸	将史君										
谷岡	郁子君	白	眞勲君	郡司	彰君	櫻井	充君	渡辺	孝男君	松	あきら君	文教科学委員	大石	尚子君									
武内	則男君	島田智哉子君	藤井	孝男君	若林	正俊君	谷川	秀善君	荒木	清寛君	山下	栄一君	風間	昶君									
前川	清成君	藤末	健三君	松田	岩夫君	末松	信介君	岡田	直樹君	弘友	和夫君	中曾根弘文君	加納	時男君									
尾立	源幸君	蓮	舩君	中村	博彦君	岸	信夫君	義家	弘介君	丸川	珠代君	磯崎	陽輔君	西田	昌司君								
富岡由紀夫君	大石	尚子君	今野	東君	芝	博一君	光美君	藤澤	正司君	小川	勝也君	池口	修次君	坂本由紀子君	荻原	健司君							
柳澤	光美君	神本美恵子君	小林	正夫君	石井みどり君	関口	昌一君	小池	正勝君	神取	忍君	中川	雅治君	山谷えり子君	椎名	一保君							
藤原	正司君	山根	隆治君	山本	順三君	牧野たかお君	山口那津男君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	与謝野	馨君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	金融機能の強化のための特別措置に関する法律	における資本増強の方法に関する質問主意書	(大久保勉君提出(第一七五号))	生活保護受給者の指定施設術機関での柔道整備施設	術についての事務連絡等に関する質問主意書	(大久保勉君提出(第一七五号))	かんばの宿等の売却に関する質問主意書(川上義博君提出)(第一七五号)	「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園	弾薬庫に関する質問主意書(山内徳信君提出)	(第一八号)	利根川水系河川整備計画と八ッ場ダム建設事業	に関する質問主意書(大河原雅子君提出)(第一九号)
山平	幸司君	梅村	聡君	自見庄三郎君	岸	宏一君	川口	順子君	二之湯	智君	財政金融委員	補欠											
友近	聡朗君	徳永	久志君	加治屋義人君	森	ゆうこ君	河合	常則君	山本	香苗君	辞任	補欠											
川合	孝典君	米長	晴信君	大塚	耕平君	松井	孝治君	澤	雄二君	淵上	貞雄君	富岡由紀夫君	高君										
牧山ひろえ君	金子	恵美君	相原久美子君	鈴木	寛君	亀井	郁夫君	福島みずほ君	愛知	治郎君	藤末	健三君	姫井由美子君										
行田	邦子君	木村	仁君	山本	一太君	林	芳正君	岡田	広君	田村耕太郎君	牧山ひろえ君	那谷屋正義君	那谷屋正義君										
藤原	良信君	大河原雅子君	田中	康夫君	高嶋	良充君	小川	敏夫君	有村	治子君	魚住裕一郎君	水戸	将史君										
谷岡	郁子君	白	眞勲君	郡司	彰君	櫻井	充君	渡辺	孝男君	松	あきら君	文教科学委員	大石	尚子君									
武内	則男君	島田智哉子君	藤井	孝男君	若林	正俊君	谷川	秀善君	荒木	清寛君	山下	栄一君	風間	昶君									
前川	清成君	藤末	健三君	松田	岩夫君	末松	信介君	岡田	直樹君	弘友	和夫君	中曾根弘文君	加納	時男君									
尾立	源幸君	蓮	舩君	中村	博彦君	岸	信夫君	義家	弘介君	丸川	珠代君	磯崎	陽輔君	西田	昌司君								
富岡由紀夫君	大石	尚子君	今野	東君	芝	博一君	光美君	藤澤	正司君	小川	勝也君	池口	修次君	坂本由紀子君	荻原	健司君							
柳澤	光美君	神本美恵子君	小林	正夫君	石井みどり君	関口	昌一君	小池	正勝君	神取	忍君	中川	雅治君	山谷えり子君	椎名	一保君							
藤原	正司君	山根	隆治君	山本	順三君	牧野たかお君	山口那津男君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	与謝野	馨君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	金融機能の強化のための特別措置に関する法律	における資本増強の方法に関する質問主意書	(大久保勉君提出(第一七五号))	生活保護受給者の指定施設術機関での柔道整備施設	術についての事務連絡等に関する質問主意書	(大久保勉君提出(第一七五号))	かんばの宿等の売却に関する質問主意書(川上義博君提出)(第一七五号)	「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園	弾薬庫に関する質問主意書(山内徳信君提出)	(第一八号)	利根川水系河川整備計画と八ッ場ダム建設事業	に関する質問主意書(大河原雅子君提出)(第一九号)

国有農地等及び開拓財産に関する質問主意書
(大河原雅子君提出)(第二〇号)

諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問主意書
(松野信夫君提出)(第二一号)

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問主意書
(藤田幸久君提出)(第二二号)

同日本院は、裁判官訴訟委員予備員風間昶君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙し、予備員の職務を行う順序は松浦大悟君を第四順位とし、第四順位の松あきら君を第五順位とした旨本院事務総長から裁判官訴訟委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、皇室経済会議予備議員に次の者を互選し、その職務を行う順序を頭書のように決定した旨内閣に通知した。

第一順位 参議院議員 津田弥太郎君
同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。
検察官適格審査会委員

参議院議員 足立 信也君

同 予備委員

(足立信也君)
参議院議員 白 眞勲君

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 長浜 博行君

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

井上 哲士君

補欠

仁比 聡平君

外交防衛委員

辞任

山本 一太君

補欠

島尻安伊子君

仁比 聡平君

井上 哲士君

財政金融委員

辞任

大石 尚子君

補欠

水戸 将史君

那谷屋正義君

牧山ひろえ君

姫井由美子君

藤末 健三君

森田 高君

富岡由紀夫君

文教科学委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

那谷屋正義君

水戸 将史君

大石 尚子君

厚生労働委員

辞任

富岡由紀夫君

補欠

森田 高君

島尻安伊子君

山本 一太君

農林水産委員

辞任

藤末 健三君

補欠

姫井由美子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

鈴木 寛君

補欠

植松恵美子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事

一川 保夫君

(犬塚直史君の補欠)

理事

白 眞勲君

(藤田幸久君の補欠)

財政金融委員会

理事

尾立 源幸君

(辻泰弘君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 沖縄県における在日米軍再編等の実情を調査し、もって今期国会への提出及び本委員会への付託が予定されている第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の審査に資するため

一、派遣委員

榎葉賀津也 一川 保夫

白 眞勲 木村 仁

風間 直樹 佐藤 正久

島尻安伊子 浜田 昌良

井上 哲士 山内 徳信

沖縄県

一、派遣地

一、期間 二月十二日及び十三日の二日間

一、費用 概算一、二〇、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成二十一年二月三日

参議院議長 江田 五月殿

外交防衛委員長 榎葉賀津也

同日議員から次の質問主意書が提出された。

食料自給率の計算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二三三号)

ホームレス対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二四四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出ソマリア沖への海上自衛隊派遣に関する質問に対する答弁書(第一三三三号)

参議院議員喜納昌吉君提出教科書検定の見直しに関する質問に対する答弁書(第一四四号)

去る四日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

植松恵美子君 鈴木 寛君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

食料自給率の計算に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二三三号)

ホームレス対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二四四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出ソマリア沖への海上自衛隊派遣に関する質問に対する答弁書(第一三三三号)

参議院議員喜納昌吉君提出教科書検定の見直しに関する質問に対する答弁書(第一四四号)

去る四日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

植松恵美子君 鈴木 寛君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府及び日本銀行による金融市場の安定確保と企業金融の円滑化のための対策と再就職規制等との関係に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第二五五号)

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第二六六号)

大相撲力士等の不祥事に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第二七七号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百六十九回国会参議院において採択された請願の処理経過

去る五日議長は、次の議員提案案を財政金融委員会に付託した。

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外十二名発議)(参第一号)

平成二十一年二月九日 参議院会議録第七号

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成二十一年度総予算の審査に資するため

一、派遣委員

溝手 顕正 前川 清成
峰崎 直樹 森 ゆうこ
岩永 浩美 鶴保 庸介
荒木 清寛 相原久美子
郡司 彰 富岡由紀夫
佐藤 信秋 林 芳正
大門実紀史 福島みずほ
荒井 広幸

一、派遣地 山口県 広島県

一、期間 二月十六日及び十七日の二日間

一、費用 概算一、五六四、四九〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十一年二月四日

予算委員長 溝手 顕正

参議院議長 江田 五月殿

委員派遣承認要求書

一、目的 北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査

一、派遣委員

市川 一朗 岩本 司
今野 東 北川イッセイ
伊達 忠一 木庭健太郎
紙 智子 山内 徳信

一、派遣地 北海道

一、期間 二月十六日及び十七日の二日間

一、費用 概算八九四、四〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十一年二月四日

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「アフガニスタン東・パキスタン西プロジェクト」構想に基づくわが国のアフガニスタン支援に関する質問主意書(大塚直史君提出)(第二八号)

フランチャイズチェーンに関する質問主意書(水戸将史君提出)(第二九号)

不発弾爆発事故による被害補償に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三〇号)

沖縄駐留米海兵隊のグアム移転に伴う日米協定に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三一

号)

去る六日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

麻生政権の「共謀罪」審議に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第三二号)

政府による東京五輪の財政保証等に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出金融機能の強化のための特別措置に関する法律における資本増強の方法に関する質問に対する答弁書(第一五号)

参議院議員大久保勉君提出生活保護受給者の指定施設機関での柔道整復施術についての事務連絡等に関する質問に対する答弁書(第一六号)

参議院議員川上義博君提出かんぼの宿等の売却に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員山内徳信君提出「関西文化学術研究

都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員大河原雅子君提出利根川水系河川整備計画とハツ場ダム建設事業に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員大河原雅子君提出国有農地等及び開拓財産に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

参議院議員松野信夫君提出諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問に対する答弁書(第二一号)

参議院議員藤田幸久君提出戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問に対する答弁書(第二二

号)

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十九年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

ソマリア沖への海上自衛隊派遣に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

喜納 昌吉

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出ソマリア沖への海上自衛隊派遣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出ソマリア沖への海上自衛隊派遣に関する質問に対する答弁書

一について

現行法制上、自衛隊が海賊に対処する場合に、一般に、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十二条に規定する海上における警備行動により対処することとなると考えている。

二について

正当防衛及び緊急避難については、それぞれ刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条及び第三十七条に規定しているとおりである。

三について

一般論として申し上げれば、自衛官等の武器の使用については、自衛隊法等に一般的な定めがあるほか、防衛大臣が自衛隊の部隊等に対して基準を示すものであるが、これを明らかにした場合、任務遂行に支障を生じるおそれがあることから、公表を差し控えている。

四について

海賊行為への対処のため自衛隊法第八十二条の規定により海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官が、公海上において、海賊行為であつて我が国の刑罰法令が適用される犯罪に当たる行為を行った者に対し、同法第九十三条第一項において準用する警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七十七条の範囲内で武器を使用することは、憲法第九条が禁ず

る「武力の行使」に当たらない。

五及び六について

国会での審議については、国会において御判断がなされるべきものと考えている。いずれにしても、自衛隊の行動については、自衛隊法等の手續に従い適切に対応することとなる。

七について

ソマリア沖の海賊対策として、海上保安庁の巡視船を派遣することは、日本からの距離、海賊が所持する武器、有志連合軍の軍艦等が対応していること等を総合的に勘案すると、現状においては、困難である。

教科書検定の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十六日

喜納 昌吉

参議院議長 江田 五月殿

教科書検定の見直しに関する質問主意書

文部科学省(以下「文科省」という。)は二〇〇七年の高校教科書の検定で、沖縄戦集団自決(強制集団死)の記述から「軍の強制」を削除したことが明らかになり、沖縄県では全県的に検定意見の撤回と記述の復活を求める運動が展開された。文科省は同年十二月二十六日に、当初の「軍の強制」の記述を盛り込んだ修正は認めず、あいまいかつ不十分な訂正の申請を承認して、一応決着した。また、渡海文科相(当時)は同日、検定の透明化など検定制度的見直しを行うと表明し、その後、見直し作業が進められていく。については以下質問する。

一 文科省は、検定基準案に関しては、案全文を公表し、新旧対照表も作成し、意見公募を実施したが、検定規則の改定については、改定案文を示さず概要のみを発表し意見公募を実施した。同じ検定見直しの意見公募の実施に関して、実施方法が違うのはなぜか。見解を理由とともに明らかにされたい。

二 教科書検定の透明化のために、政府は、教科用図書検定調査審議会の傍聴を認め、検定終了前にその詳細な議事録を公表すべきだ。政府にその考えはあるか、見解を明らかにされたい。

三 旧文部省は一九八二年十一月に、教科用図書検定調査審議会に提出した「具体的事項についての検定方針(案)」に、いわゆる「沖縄条項」の新設を明記した。それが新設されなかったために、「沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会」は二〇〇八年十二月九日、文科省に「沖縄条項」の設置を求めた。政府は、今後「沖縄条項」を新設する意思はあるか、明らかにされたい。

四 二〇〇七年の「軍の強制」の記述修正問題の際、間違つた検定意見の是正手続きの不備が大きき問題となった。政府は、今回の検定制度的見直しで、検定意見の是正手続きに関して具体的な見直し案を作成したのか。作成したのであれば、内容を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出教科書検定の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出教科書検定の見直しに関する質問に対する答弁書

二について

文部科学省としては、御指摘の意見公募手續

においては、教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)の改正案については、同令の一部を改正することを内容とするものであり、改正内容のみを端的に示した方が分かりやすいと考え、他方、義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成十一年文部省告示第十五号)の改正案については、同基準の全部を改正することを内容とするものであり、改正内容が多岐にわたることから、改正後の案の全文を示す必要があると考えたところである。

二について

昨年十二月二十五日に教科用図書検定調査審議会が文部科学大臣に対して提出した報告(以下「報告」という。)においては、教科用図書検定手續の透明性の一層の向上を図るため、同審議会の部会や小委員会の議事概要を作成して検定審査終了後に公表することとされているが、一方で、外部からの圧力がなく静かな環境の下、委員が自らの識見に基づいて調査審議を行い、自由闊達な議論を通して合意形成が図られることが重要であるため、個々の意見のやり取りの公表や会議自体の公開については、行わないことが適当であるとされている。文部科学省としては、報告を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えている。

三について

文部科学省としては、教科用図書検定において、国内の特定の地域における先の大戦での被害に関する記述について、他の地域に関する記述と異なる取扱いとすべきことを教科用図書検定基準に記載することは、考えていない。

四について

文部科学大臣による検定意見の取消しについては、教科用図書検定規則第九条に既に規定されており、昨年二月二十八日の文部科学大臣からの要請に応じて同年十二月二十五日までに教

科用図書検定調査審議会が行った調査審議においては、御指摘の「検定意見の是正手続き」についての検討はなされていない。

なお、報告においては、検定意見に関連して、同審議会における調査審議の方法、検定意見の伝達方法等について運用改善を図ることとされたところであり、文部科学省としては、報告を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えている。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律における資本増強の方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十七日

大久保 勉

参議院議長 江田 五月殿

金融機能の強化のための特別措置に関する法律における資本増強の方法に関する質問主意書

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「法」という。）については数々の論点があり、第七十回臨時国会では、その改正案について議論がなされた。法の改正案は昨年十二月十二日に成立したものの、同日発表された「生活防衛のための緊急対策」において、法に基づく資本参加枠が従来の二兆円から十二兆円に拡大（以下、「枠の拡大」という。）されるなど、その後の経過について看過できない問題がある。

よって、以下の質問をする。

一 平成二十一年一月七日付の毎日新聞東京版朝刊第一面において、地方銀行及び第二地方銀行のうち、政府が設けた基準に該当する四十行以

上に對し、政府が一斉に資本増強を行う方向で検討しているとの記事（以下、「新聞記事」という。）が掲載されたが、これは事実かどうか明らかにされたい。

二 新聞記事によれば、地方銀行及び第二地方銀行の資本増強の必要性について、各銀行の経営判断よりも政府の行政判断が優先するかのとき印象をもたらしかねない。法において、各銀行からの申請を待たず、政府の判断で強制的または半強制的に資本を増強することが可能かどうか、問一の回答如何に関わらず、明らかにされたい。また、不可能ということであれば、可能となるように法を改正することを検討しているか、あわせて明らかにされたい。

三 近年、金融行政が事前規制中心から事後監視中心へと転換した、もしくは転換を目指しているとの評価について、政府の見解を明らかにされたい。

四 問一において事実ではないと回答し、かつ、問二前段において不可能であると回答し、さらに問三において評価を是認またはおおよそ認する場合、新聞記事の内容は、政府の方針について国民に誤解を与えることはもとより、地方銀行及び第二地方銀行の経営内容及び経営判断へのあらぬ憶測を惹起すること、状況の悪化をもたらす、ひいては法による資本増強を新聞記事自らが呼び起こす可能性すらあるが、この点に関する政府の見解を明らかにするとともに、誤解を払拭するための主体的な取組について、金融庁長官による記者会見以外に行なったか、もしくは検討しているか、示されたい。

五 枠の拡大規模について、過去の公的資本増強の実績額（約十二兆四千億円）とともに、対象金融機関の半数が申請した場合における、当該金融機関の合計ティア1自己資本額の半額（約十二兆円）及び合計リスクアセットの四％（約十一

兆円）が根拠であると政府は説明している。しかし、法の対象金融機関とその地域における中小企業との取引状況等を個別に勘案することなく、全体として機械的に試算を行うことについて、法の趣旨にそぐわないとの疑問の声が上がっているが、この点における政府の見解を示されたい。

六 政府は、株価や為替等の状況が金融システムへ与える影響の試算を行っているか、明らかにされたい。なお、行っているとは回答する場合、試算の結果と枠の拡大との関連性を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大久保勉君提出金融機能の強化のための特別措置に関する法律における資本増強の方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出金融機能の強化のための特別措置に関する法律における資本増強の方法に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねのような事実はない。

二 について

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二十八号。以下「金融機能強化法」という。）に基づく資本増強は、金融機関等からの申込みを受けて行われるものであり、こうした申込みを待たずに強制的に行われることはできない仕組みとなっている。また、強制的に資本増強を行う制度に改正することにについては、現時点において、検討していない。

三 について

金融庁においては、透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきたところであり、最近においても、規制の実効性、効率性、透明性等を向上させ、より良い規制環境を実現するために、金融機関等との対話の充実、情報発信の強化等の取組を進めている。

四 について

事実と異なる報道が行われたことにより、国民に誤解を与えるようなことがあれば、遺憾なことであると考える。

誤解を払拭するための取組については、平成二十一年一月二十一日の参議院予算委員会において、当該報道に関する大久保勉参議院議員の質問に対して、金融担当大臣が、国が金融機関等からの申込みを待たずに強制的に資本増強を行うことはできない旨の答弁を行っているところである。

また、金融庁においては、金融機関等に対し、金融機能強化法について、今般の改正の趣旨や金融機関等からの申込みを受けて行われる資本増強の手続その他の内容を説明しているところである。

五 について

金融機能強化法に基づく資本増強は、金融機関等からの申込みを受けて行われるものであり、今後どのような金融機関等が、どの程度利用するかをあらかじめ見通すことは困難である。

こうした中で、政府保証枠については、金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関等の財務基盤の安定を確保することにより、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されるよう、十分な枠を確保することとしたところである。

なお、過去の公的資本増強の実績等は、政

府保証枠の規模について参考に供するため、目安としてお示ししたものである。

六について
株価や為替等の状況が金融システムに与える影響については、様々な手法を用いて分析に努めているが、今般の金融機能強化法に基づく政府保証枠の積算に当たっては、株価や為替等に関する特定の試算を用いているわけではない。

生活保護受給者の指定施設機関での柔道整復施設についての事務連絡等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十七日

大久保 勉

参議院議長 江田 五月殿

生活保護受給者の指定施設機関での柔道整復施設についての事務連絡等に関する質問主意書

生活保護受給者が、生活保護の指定施設機関で打撲又は捻挫の手当て及び脱臼又は骨折の応急手当での柔道整復施設を受けた場合の取扱い(以下、「生活保護者柔道整復取扱い」という。)については、医師の同意が不要である。

この生活保護者柔道整復取扱いにおいては、特段の理由なく受診を制限した事例や正当な理由がなく施設の給付を認めず、受給者が不利益を被った事例(以下、「不利益事例」という。)が、長期にわたって多数存在していた。そのため、地方公共団体の担当者に対して、施設の取扱いについて再確認するように周知徹底すること及び生活保護受給者にもその取扱いを説明することの要請が、昭和三十六年九月三十日付社発第七二七号、昭和四

十八年五月一日付社保第八七号、平成十三年十二月十三日付社保第五八号、平成十三年十二月十三日付事務連絡及び平成十五年四月二十八日付事務連絡等(以下、「事務連絡等」という。)により、繰り返しなされている。

しかしながら、事態はいっこうに改善されず、不利益事例がいまだ多数存在しているとの指摘もある。

よって、以下の質問をする。

一 右記のように、不利益事例について同趣旨の事務連絡等が繰り返しなされたことにつき、政府はどのように考えているか、明らかにされない。特に、事務連絡等が周知徹底されないため、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する国民に、長期にわたって不利益を与えたことについて、政府の考えを明らかにされた。

二 不利益事例について、政府が柔道整復の指定施設機関に営業妨害をなし、長期にわたって経済的損害を与えたとの意見があるが、政府の考えを明らかにされたい。なお、経済的損害を与えたことを事実と考えるとすれば、(一)昭和三十一年九月三十日以降、(二)昭和四十八年五月一日以降、(三)平成十三年十二月十三日以降及び(四)平成十五年四月二十八日以降のそれぞれの概算累積損害額を示されたい。また、事実ではないと考えるとすれば、その理由をあわせて明らかにされたい。

三 不利益事例について、平成十五年四月二十八日以降、政府は調査を行ったことがあるか、明らかにされたい。なお、調査を行ったことがあれば、直近の調査についてその結果を明らかにされたい。また、調査を行っていないとすれば、その理由を明らかにするとともに、「調査を行っていないのは政府が最近の不利益事例を認識していない若しくは認識しているが重要で

はないと考えているのではないか」と指摘されてもやむをえないと思われるが、この指摘についても政府の考えを明らかにされたい。

四 現在も不利益事例が頻発しているとすれば、どのような対策が必要であると政府は考えるか、問三の回答如何に関わらず、明らかにされたい。なお、「事務連絡等」により、周知徹底を再度図ることが対策であると考えている」等の回答もある。しかし、そのような回答に対しては、「これまでの経緯にかんがみると、事務連絡等による周知徹底には実効性を期待できない」と指摘されてもやむをえないと思われる。

事務連絡等が対策であると回答する場合には、この指摘に対する政府の反論を明らかにするとともに、これまで再三再四出されてきた事務連絡等が今回以降は実効性を発揮すると考える理由を明らかにされたい。

五 不利益事例について、医道審議会あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師分科会で、どのような議論が行われてきたか、その概略を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大久保勉君提出生活保護受給者の指定施設機関での柔道整復施設についての事務連絡等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出生活保護受給者の指定施設機関での柔道整復施設についての事務連絡等に関する質問に対する答弁書
一について
厚生労働省としては、過去、一部の福祉事務

所において、医師の同意が不要である場合にも生活保護受給者に対して事前の医療機関への受診を求める取扱いが見られたことから、御指摘の事務連絡等を発出し、このような取扱いの是正を図ってきているところであり、生活保護受給者に対する医療扶助が適切に行われていると考える。

二について

厚生労働省としては、一について述べたとおり、むしろ、一部の福祉事務所における不適切な取扱いの是正を図ってきているところであり、御指摘の意見は事実と反するものであると考える。

三及び四について

厚生労働省としては、御指摘の調査は行っていないが、これは、一について述べたとおり、生活保護受給者に対する医療扶助が適切に行われていると考えるからであり、御指摘は当たらないものと考えている。

五について

医道審議会あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師分科会において、御指摘の事例についての議論が行われたことはない。

かんぽの宿等の売却に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十七日

参議院議長 江田 五月殿 川上 義博

かんぽの宿等の売却に関する質問主意書
かんぽの宿は、簡易生命保険の加入者等の福祉を増進する施設として、全国に設置され、加入者

を始め、広く国民に利用されてきた。郵政民営化後は、郵便貯金の周知宣伝施設とともに、日本郵政株式会社が経営に当たってきたところである。

このかんぽの宿等七十施設について、日本郵政株式会社は、昨年十二月二十六日、オリックス株式会社とのグループ企業であるオリックス不動産株式会社に、一括して売却することを決定した。しかし、この売却についてはさまざまな疑問がある。去る一月十三日の衆議院総務委員会において、鳩山邦夫総務大臣も疑問を表明し、売却のために必要な認可は行わない意向である旨発言している。

今回の売却は、日本郵政株式会社の経営判断に基づくものである。しかし、現在のところ、日本郵政株式会社の全株式は政府が保有していること、日本郵政株式会社が民営・分社化された各事業会社の持株会社であり、本部機能を有することから、郵政民営化の動向に関して看過できないものを含んでいる。以上の点を踏まえ、次のとおり質問する。なお、日本郵政株式会社が総務大臣が監督するとされていることや、かんぽの宿等の売却の前提となる会社分割（新設分割）の効力発生には総務大臣の認可が必要とされていることにかんがみ、政府は承知しているところを誠実に答弁されたい。

一 今回日本郵政株式会社が全国の七十施設を一括で売却する理由は何か。

また、売却方法について総務省は日本郵政株式会社が相談を受けたことはあるのか。受けた場合、どのような回答をしたのか。その回答の理由は何か。

個々の施設ごとに地域の資本が地域振興の観点から買い取るとの考えはなかったのか。

二 今回売却するのは、かんぽの宿等だけでなく、各施設に附帯する社宅等の施設及び首都圏社宅九施設を含むことである。この九施設

とは具体的にどこを指すのか。

かんぽの宿等に附帯する社宅については従業員の住居確保の観点から一応理解できる。しかし、首都圏社宅九施設について、かんぽの宿と一括売却する理由は何か。

三 今回売却対象となった七十施設、各施設に附帯する社宅等の施設及び首都圏社宅九施設の不動産鑑定評価額を個別に明らかにされたい。

四 宮内義彦オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長・グループCEOは、郵政民営化の際に政府の総合規制改革会議議長及び規制改革・民間開放推進会議議長を務めていた。総合規制改革会議及び規制改革・民間開放推進会議において、郵政民営化や公的な宿泊施設が議題とされたことはあるのか、あるとすれば、どのような内容だったか。

規制改革を推進した者が、それによりビジネスチャンスを得ることは、法律に違反していないとはいえず、鳩山総務大臣の言うところ、「李下に冠を正さず」の精神からすると、問題ではないか。

五 百年に一度と言われる、現在のような金融危機下の経済状況において不動産を売却するのは、安値で売却する結果となり、経済合理性の観点から問題ではないか。平成二十四年九月三十日までに売却すればよいのである。現在よりも経済状況が好転してから売却した方がよいと考えるが、日本郵政株式会社が今、売却する理由を明らかにされたい。

六 今回の入札手続について告知日、告知内容、告知方法、応募企業数、オリックス不動産株式会社の落札額、その他の応募企業名及びその入札額を明らかにされたい。また、入札をやり直すべきではないかと考えるが、政府の考えを明らかにされたい。

七 去る一月九日の衆議院予算委員会において西

川善文日本郵政株式会社社長は、かんぽの宿は不採算事業であると発言しているが、年間の赤字額は、どのくらいあるのか。

八 そもそも日本郵政株式会社法附則第二条でかんぽの宿等を平成二十四年九月三十日までに譲渡又は廃止する趣旨は何か。

九 今回の売却とは別に日本郵政株式会社がかつて沖縄県那覇市に所有していた土地をオリックスグループであるオリックス・アルファ株式会社という会社が取得した事実はあるのか、あるとすれば、その売却手続（入札の有無、入札を実施した場合の告知日、告知内容、告知方法、応募企業数、入札額）について明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川上義博君提出かんぽの宿等の売却に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川上義博君提出かんぽの宿等の売却に関する質問に対する答弁書

一について

日本郵政株式会社（以下「会社」という。）からは、旧簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百一条の加入者福祉施設（以下「かんぽの宿」という。）を、その従業員を含めた事業体として一括譲渡することにより、売れ残る施設が発生することなく、十分な雇用の確保が図られるとともに、全施設のネットワーク性が維持されることにより、事業価値の最大化が図られると考えたと聞いている。

全国の七十施設を一括で売却することについて、総務省が相談を受けたことはない。

個々の施設ごとに地域の資本に売却することについて、会社が検討したか否かについては、総務省としては承知していない。

二について

東村山住宅、小平住宅、町田住宅、府中住宅、所沢住宅、宮前平住宅、大倉山住宅、武蔵境住宅及び五反田住宅である。

会社からは、会社の宿泊事業部門及び首都圏に所在するかんぽの宿の従業員の住居確保の観点から、かんぽの宿と一括で売却することとしたと聞いている。

三について

会社による平成二十年八月末の鑑定評価額によると、かんぽの宿小樽は約千六百万円、かんぽの宿十勝は約千百万円、かんぽの宿一関は約五千八百万円、かんぽの宿横手は約二千六百万円、かんぽの宿松島は約五千五百万円、かんぽの宿郡山は約六千七百万円、かんぽの宿いわきは約二億六千九百万円、かんぽの宿大洗は約一億二千九百万円、かんぽの宿潮来は約千二百百万円、かんぽの宿塩原は約六千六百万円、かんぽの宿栃木喜連川温泉は約一億九千二百百万円、かんぽの宿草津は約八千万円、かんぽの宿磯部は約二千六百万円、かんぽの宿寄居は約三億四百万円、かんぽの宿鴨川は約九千二百百万円、かんぽの宿旭は約五億六千二百百万円、かんぽの宿勝浦は約一億四千二百百万円、かんぽの宿青梅は約七億三千万円、かんぽの宿箱根は約三千二百百万円、かんぽの宿石和は約八千八百万円、かんぽの宿柏崎は約五千八百万円、かんぽの宿諏訪は約三千三百万円、かんぽの宿熱海は約二億六千三百万円、かんぽの宿修善寺は約三千万円、かんぽの宿伊豆高原は約七千四百万円、かんぽの宿富山は約千九百万円、かんぽの宿山代は約七千八百万円、かんぽの宿福井は約二千百万円、かんぽの宿焼津は約九千六百万円、かんぽの宿

浜名湖三ヶ日は約五千三百万円、かんぼの宿三ヶ根は約六百万円、かんぼの宿知多美浜は約一億二千三百万円、かんぼの宿恵那は約五千九百万円、かんぼの宿岐阜羽島は約三千万円、かんぼの宿鳥羽は約千五百万円、かんぼの宿熊野は約千七百万円、かんぼの宿彦根は約一億三千四百万円、かんぼの宿舞鶴は約二千百万円、かんぼの宿富田林は約一億五千九百万円、かんぼの宿大和平群は約一億二百万円、かんぼの宿奈良は約三億五千六百万円、かんぼの宿白浜は約三千三百万円、かんぼの宿紀伊田辺は約一億二百万円、かんぼの宿有馬は約四億三千八百万円、かんぼの宿赤穂は約三億八千九百万円、かんぼの宿淡路島は約六千六百万円、かんぼの宿皆生は約六千七百万円、かんぼの宿美作湯郷は約千百万円、かんぼの宿竹原は約三千百万円、かんぼの宿光は約一億五百万円、かんぼの宿湯田は約八千八百万円、かんぼの宿観音寺は約六千六百万円、かんぼの宿坂出は約四千六百万円、かんぼの宿徳島は約八千八百万円、かんぼの宿道後後は約三千七百万円、かんぼの宿伊野は約三千百万円、かんぼの宿北九州は約一億七千五百万円、かんぼの宿柳川は約一億六千万円、かんぼの宿島原は約一億七千四百万円、かんぼの宿別府は約一億円、かんぼの宿日田は約一億七百万円、かんぼの宿山鹿は約二千八百万円、かんぼの宿阿蘇は約一億七百万円、かんぼの宿日南は約九千万円、那覇レクセターは約一億六千四百万円、かんぼの郷酒田は約四千四百万円、かんぼの郷白山尾口は約五千八百万円、かんぼの郷庄原は約二億九千九百万円、かんぼの郷宇佐は約七千万円、ラフレさいたまは約十五億六千七百万円、東村山住宅は約一億二千二百万円、小平住宅は約一億四千九百万円、町田住宅は約一億七千三百万円、府中住宅は約一億九千六百万円、所沢住宅は約一億五千八百万円、

宮前平住宅は約三億七千三百万円、大倉山住宅は約十億二千五百万円、武蔵境住宅は約十億七千六百万円、五反田住宅は約六億四百万円である。

四について

郵政民営化については、平成十五年七月二十八日に開催された平成十五年第三回総合規制改革会議において取り上げられ、その議事概要は、内閣府のホームページに掲載されている。その後、同年九月二十六日に開催された平成十五年第二十回経済財政諮問会議において、郵政民営化に関する議論は経済財政諮問会議で一次的に行うこととされ、その旨が同年十月七日に開催された平成十五年第五回総合規制改革会議で当時の金子一義内閣府特命担当大臣規制改革より報告された。それ以降、総合規制改革会議及び規制改革・民間開放推進会議において郵政民営化は取り上げられていない。

また、公的宿泊施設については、規制改革・民間開放推進会議において、「いまだに国、独立行政法人等が管理・運営する既存の公的宿泊施設等については、民間との競合や非効率性を一刻も早く解消すべく、廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を速やかに図るべきである」等の問題意識の下、森林管理局保養所、船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、厚生年金基金センター、国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター及び国立女性教育会館が取り上げられている。なお、かんぼの宿が総合規制改革会議及び規制改革・民間開放推進会議において取り上げられたことはない。

総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議等の構成員については、いずれも規制改革等について優れた識見を有する者として、それぞれの所属する組織の立場を離れ、公共の利益

のためにこれらの会議に参画しており、さらに、最終的な政策決定は、内閣の責任で行うものである。したがって、これらの会議の活動が特定の企業の利益につながるものとして行われたことはないと考えている。

五について

会社からは、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)附則第二条第一項の規定により、平成二十四年九月三十日までの間に、かんぼの宿を譲渡又は廃止することとされており、これを確実に履行する必要があることに加え、譲渡又は廃止に関する従業員の不安を解消し、勤労意欲を維持するためにも、早期に雇用の継続を確定させる必要があると考えたこと等から、今回、売却することとしたと聞いている。

六について

会社からは、会社のホームページに、かんぼの宿、首都圏に所在する社宅及びかんぼの宿を運営する会社の宿泊事業部門を一括で譲渡するための競争入札を実施する旨を、平成二十年四月一日に掲載したところ、二十七社が応募し、オリックス不動産株式会社が百八億八千六百万円で落札したと聞いている。

その他の応募企業名及びその入札額は、当該企業の評価等に影響を与える可能性があることから控えさせていただきたいとの会社からの申出により、明らかにできない。ただし、最終入札に参加した二企業のうち、オリックス不動産株式会社が以外の社の入札額は、六十一億四千六百万円とのことである。また、入札をやり直すかどうかについては、会社の判断によるものと考えている。

七について
会社からは、平成十九年度決算において、約

三十九億九千四百万円と聞いている。

八について
郵政民営化により新たに設立される、会社をはじめとする郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六条第三項に規定する承継会社等は、健全な経営を確保するため、それぞれの中核的業務に特化することとし、かんぼの宿については譲渡又は廃止することとしたものである。当該譲渡又は廃止には一定の猶予期間を設けることが合理的であることから、類似の他の施設の譲渡又は廃止のための猶予期間等を参考に、平成二十四年九月三十日までに譲渡又は廃止をすることとしたものである。

九について

会社からは、郵便局株式会社が所有していた沖縄県那覇市おもろまち二丁目に所在する土地について、オリックス株式会社の子会社であるオリックス・アルファ株式会社に売却した事実があると聞いている。

当該土地の売却については、会社のホームページに、当該土地を譲渡するための競争入札を実施する旨を、平成二十年五月十四日に掲載したところ、十社が応募し、オリックス・アルファ株式会社が二十八億六千七百七十万円で落札したと聞いている。

「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十八日

山内 徳信

参議院議長 江田 五月殿

「関西文化学術研究都市」区域内に存在する
祝園弾薬庫に関する質問主意書

「関西文化学術研究都市建設促進法」(一九八七年施行)により国家的事業として位置づけられ、国立国会図書館(関西館)等の施設が立地する「関西文化学術研究都市」には、太平洋戦争時には東洋一とまで言われた大弾薬庫が、戦後は自衛隊の「陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処」(以下、「祝園弾薬庫」という。)として配備されている。

「関西文化学術研究都市建設促進法」施行から二十年が経過し、事業の進捗に伴い周辺整備が進んできた今日、「学術研究都市」の中心部に存在する祝園弾薬庫が、爆発事故を起こした場合はもちろん、日本政府も批准し、武力紛争時の軍民分離の原則を定めたジュネーブ条約遵守の観点からも、周辺に多大な被害を与えるであろうと予測される現状は、問題を抱えているといわざるを得ない。このような事態は一日も早く解決しなければならぬと考える。

そこで以下質問する。

- 一 関西文化学術研究都市建設の現状に鑑みて、祝園弾薬庫の移転について検討を行うべき時期にきていると考えるが、いかがか。
- 二 早期移転が困難であるならば、自然災害被災時及び武力攻撃を受けた際の被害予測並びに祝園弾薬庫周辺の安全対策を明らかにされたい。
- 三 祝園弾薬庫は、建設から六十年以上経過し、施設の老朽化が進行していると判断されるが、安全対策の現状について明らかにされたい。
- 四 祝園弾薬庫への弾薬の搬入・搬出時の安全対策、事故防止策について明らかにされたい。
- 五 祝園弾薬庫と民間施設との「必要離隔距離」について明らかにされたい。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山内徳信君提出「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山内徳信君提出「関西文化学術研究都市」区域内に存在する祝園弾薬庫に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処(以下「祝園弾薬支処」という。)における火薬庫の整備及び火薬類の貯蔵に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)等の関係法令に基づき、適切に行っており、当該火薬庫周辺における安全を十分確保していることから、その移転については、考えていない。

三及び四について

御指摘の弾薬の搬出入を含む祝園弾薬支処における火薬庫の管理・運営に当たっては、火薬類取締法等の関係法令を遵守しており、その安全を十分確保しているところである。また、防衛省においては、火薬類を取り扱う者に対し、火薬類による災害の発生防止その他の火薬類の安全管理に必要な教育を行うなど、安全対策及び事故防止に努めている。

五について

祝園弾薬支処の火薬庫については、火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第十八号)第二十三条に規定する保安距離を確保している。

利根川水系河川整備計画とハツ場ダム建設事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十九日

大河原雅子

参議院議長 江田 五月殿

利根川水系河川整備計画とハツ場ダム建設事業に関する質問主意書

利根川水系河川整備計画の策定プロセスは平成一八年一月末の有識者会議で始まり、平成一九年二〇三月には公聴会が開かれたが、その後、平成二〇年五月に経過報告の有識者会議が一回開かれた以外は策定の状況が何も示されず、今後どのような手順で策定に至るかの道筋も明らかにされないままになっている。その間、住民から反対の声が強く出ている大規模河川事業の工事が河川整備計画による位置づけがないまま強引に進められている。

ハツ場ダムがそのような大規模河川事業の代表例であって、平成一九年二〇三月の公聴会でも、ハツ場ダム反対の意見が多く出されたにもかかわらず、その声を無視してダム本体工事の準備工である転流工の工事が昨年から開始されている。さらに、来年度の予算がまだ決まっていけないにもかかわらず、今年一月九日には来年度後半からの開始予定のダム本体工事の入札公告が行われている。

既成事実を次々とつくらんがための、国土交通省の事業推進の強引な姿勢は看過できないものがある。よって、利根川水系河川整備計画策定とハツ場ダム事業の諸問題について以下質問するので、誠意をもって答えられたい。なお、回答は誰もが分かる平易かつ明解な言葉で説明されたい。

一 利根川水系河川整備計画の策定について

1 利根川水系河川整備計画の策定に関して国土交通省が現在どのような作業を進めているのかを具体的に明らかにされたい。

2 平成一九年二〇三月に公聴会が開かれた後、利根川水系河川整備計画の策定に向けての動きが示されず、策定の作業が二年間近く遅れているようであるが、その作業が滞っているのはどのような理由によるのか、その理由を具体的に明らかにされたい。

3 利根川水系河川整備計画の策定に向けて今後のスケジュールを具体的に示されたい。

4 利根川水系については河川整備計画の素案(たたき台)も示されていない。通常は素案を示して広く意見を聞き、さらにその意見を踏まえて計画の原案を作成して再度、広く意見を聞く手順を踏むものであるが、利根川水系では整備計画の策定に至るまでどのような手順を踏むのか、その手順を具体的に示されたい。

5 平成一九年二〇三月の公聴会ではハツ場ダムをはじめとする大規模河川事業に対して必要性の喪失と、様々な災いをもたらす危険性を指摘する意見が多く出された。国土交通省は利根川水系河川整備計画の素案を示す前にこれらの意見に対して明確な回答を出す義務があるが、この回答がいつ示されるのかを明らかにされたい。

6 平成一八年一〇一二月の有識者会議の資料によれば、利根川水系河川整備計画の治水目標は本川五〇年に一回、支川三〇年に一回の洪水となっているが、治水目標をこのように設定する理由を明らかにされたい。

7 右記の治水目標に対して、利根川本川の各区間、江戸川の各区間、利根川各支川(直轄区間)ではどの程度の治水安全度が現在確保

されているかを明らかにされたい。

8 平成一八年一一一二月の有識者会議の資料によれば、利根川水系の大規模河川事業として、次の事業が書かれている。これらの事業が現在、それぞれどのような状況にあるかを明らかにされたい。また、それぞれの事業費と完成予定年度を示されたい。

- (一) ハツ場ダム建設事業
- (二) 湯西川ダム建設事業
- (三) 思川開発事業(南摩ダム)
- (四) 霞ヶ浦導水事業
- (五) 渡良瀬遊水池の大規模掘削事業
- (六) 稲戸井調節池の大規模掘削事業
- (七) 印旛沼経由の利根川放水路計画
- (八) 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業(利根川と江戸川)
- (九) 烏川河道内調節池計画
- (十) 下久保ダムの治水容量増強計画

9 右記の各事業と利根川水系河川整備計画策定との関係、すなわち、河川整備計画の策定がそれぞれの事業の進行にどのように関係するかを各事業について明らかにされたい。

10 淀川水系では着工済みのダム等の事業は河川整備計画による位置づけがなされるまでは新しい段階に入らないルールが遵守されてきたが、利根川水系でそのルールが遵守されていない理由を明確に示されたい。

11 河川法は各河川事業を河川整備計画によって位置づけることを求めているので、その位置づけなしで河川事業を進めてはならない。ただし、従前の工事実施基本計画に書かれていた事業については経過措置として工事実施基本計画を河川整備計画とみなすとされているので、河川整備計画が未策定であるにもかかわらず、そのみなし規定を使って多くの河川事業が進められてきている。しかし、河川

法が改正されてから一年以上経過しており、一年以上もこの経過措置を使って、多くの河川事業の工事を推進するのは異常であると言わざるを得ない。河川法改正時に想定されていた経過措置の上限の年数を明らかにされたい。

12 利根川水系では工事実施基本計画の治水目標は本川二〇〇年に一回、支川一〇〇年に一回の洪水であった。一方、利根川水系河川整備計画で予定されている治水目標は前述のとおり、本川五〇年に一回、支川三〇年に一回の洪水であり、工事実施基本計画と比べて、治水目標の規模が格段に小さくなっている。したがって、工事実施基本計画で必要とされた事業であっても、治水目標の規模が格段に小さくなるのであるから、河川整備計画で必要となるかどうかは不明である。この点で、

工事実施基本計画を河川整備計画の代わりとみなすのは基本的に無理がある。この治水目標規模の違いとみなし規定との間に生じる矛盾をどうするかを明解に説明されたい。

13 平成九年度の河川法改正で新たに組み込まれた考え方は「環境の視点」と「学識経験者の意見の反映」「流域住民の意見の反映」「流域自治体の意見の反映」であり、さらに工事実施基本計画を、長期的な方針を定める「河川整備基本方針」と今後二〇一三〇年間に実施する事業を定める「河川整備計画」に分離することであった。このように旧河川法時代とは河川計画の考え方が根本から変わったのであるから、河川整備計画未策定のままでハツ場ダム事業等が進行していることは河川法改正が求めた基本理念を踏みにじるものと言わざるを得ない。河川法改正が求めた基本理念をどのようにとらえているのかをあらためて明らかにされたい。

二 ハツ場ダム事業について

1 ダム本体工事について

(一) 平成二一年度後半から予定されているハツ場ダム本体工事の入札公告が一月九日に行われた。しかし、来年度予算も決まっていない段階で、しかも、九月月以上先の工事の入札公告をなぜ一月時点で行ったのか。一月時点で入札公告を行った理由を説明されたい。

(二) 予算が決まっていない段階で、ダム本体工事の入札公告を行った他のダム事業の例があれば、そのダム名と入札公告、入札締め切り、本体工事開始のそれぞれの年月日を明らかにされたい。

(三) 最近二〇年間に於いてダム本体工事に着手した直轄ダム事業それぞれについて、ダム本体工事の入札公告、入札締め切り、本体工事開始のそれぞれの年月日を明らかにされたい。

(四) 本体工事の入札公告によれば、工事内容として、ダム土工約六〇万立方メートル、堤体工約六〇万立方メートル、基礎処理工約一万八千立方メートルの数字が示されている。一方、平成一九年一二月の関東地方整備局事業評価監視委員会の資料によれば、ダム本体のコンクリート量九一万立方メートル、基礎掘削量六八万立方メートルとなっており、数字が対応していない。両者の数字の関係を明らかにされたい。

(五) 本体工事は来年度後半から着手し、平成二七年度までに完成するとされている。このスケジュールにおいてダム本体工事は各年度にどのような段階を進んでいくのか、各年度で予定されているダム本体の工事段階を具体的に示されたい。

(六) 右記の各段階のダム本体工事を進めるに

当たって、ダムサイト予定地を通過する現国道はいつまで使用できるのか、現国道を使用できなくなるダム本体工事の段階を明らかにされたい。

(七) 右記の各段階のダム本体工事を進めるに当たって、ダムサイト予定地の近傍を通過する現国道はいつまで使用できるのか、現鉄道を使用できなくなるダム本体工事の段階を明らかにされたい。

(八) 右記の各段階のダム本体工事を進めるに当たって、ダム水没予定地の住民はいつまで居住することができなのか、ダム水没予定地での居住が困難となるダム本体工事の段階を明らかにされたい。

2 付替国道等の関連工事について

(一) ハツ場ダム関連工事として付替国道の工事が進められているが、この工事進捗率について平成二〇年六月三日の政府答弁書(内閣参質一六九第一三三一号)では、「既に完成した区間及び工事に着手している区間の延長とその全体に対する割合は、平成十九年度末現在、二車線の付替国道が約五・七キロメートルで総延長約十・八キロメートルの約五十二パーセント」と回答しているが、このうち、既に完成した区間のみの付替国道の距離数を明らかにされたい。

(二) 付替国道の用地予定地において未買収のところがあると聞く。総延長約一〇・八キロメートルの付替国道のうち、未買収の距離数とその買収予定年度を明らかにされたい。

(三) 右記の政府答弁書では「二車線の付替国道は平成二二年度末までに(中略)工事が完了すると見込んでいます」と回答しているが、この予定完成時期まであと二年少ししかなく、平成二二年度末までに付替国道

の完成は到底無理であつて、工期を大幅に延長せざるを得ないと考えられる。この工期の大幅な遅れに対して、どのような対策をとるのか、その内容を明らかにされたい。

- 四 右記の政府答弁書では、付替国道について「平成二十二年年度末までに二車線での工事を完了し、平成二十三年年度当初の供用開始を予定している。四車線化の時期及びトンネル部分と橋梁部分の構造については、二車線での供用開始後、交通の状況に応じて検討することとしており」と回答している。仮にその検討の結果、四車線化を進めるとしても、ダム事業の完成予定時期までは六年強しかなく、その短い年数で付替国道をトンネル部分や橋梁部分も含めて四車線化するのにはまったく不可能である。もし四車線化の可能性があるとすれば、どのような方策によって可能となるのか、その方策の具体的な内容を明らかにされたい。
- 五 付替国道の工事費に対する下流都県の負担は、四車線化を前提としたものである。二車線であるならば、下流都県の負担額が軽減される。四車線化を前提として費用を負担させ、実際には二車線であるというのとは明らかに契約違反である。この点について明解な説明をされたい。
- 六 ハツ場ダムに関しては、水源地域整備事業が大きな役目を担っており、その終了時期が重要である。ハツ場ダムに係る水源地域整備事業の実施終了時期を明らかにされたい。
- 七 最近三〇年間に完成した直轄ダムのそれぞれについてダム完成時期と水源地域整備事業の実施終了時期を明らかにされたい。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大河原雅子君提出利根川水系河川整備計画とハツ場ダム建設事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大河原雅子君提出利根川水系河川整備計画とハツ場ダム建設事業に関する質問に対する答弁書

- 一の1について
利根川水系に係る河川整備計画の策定に関しては、国土交通省関東地方整備局(以下「関東地方整備局」という。)において、学識経験者及び関係住民等からこれまでに聴取した意見も踏まえ、同計画を策定するためのたたき台の作成に向けて作業を行っているところである。
- 一の2及び3について
利根川水系については、流域面積が大きく、また、支川の数が多い等の特性を有していること等から、利根川水系に係る河川整備計画の検討には相当の時間を要しているが、できるだけ速やかに同計画を策定してまいりたい。

- 一の4について
利根川水系に係る河川整備計画の策定に当たっては、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二の規定に基づく学識経験者、関係住民及び関係都県知事の意見聴取等を行ってまいりたい。
- 一の5について
お尋ねの「回答」については、平成二十年五月二十三日に関東地方整備局のホームページに掲載する等により示している。

- 一の6について
第一回利根川・江戸川有識者会議等においては、利根川水系に係る河川整備計画の目標に関

して、利根川水系の本川については現在の治水安全度等を考慮し、支川については本川と支川とのバランス等を考慮した上で、それぞれの治水安全度の考え方を提示したものである。なお、同計画の目標については、現在、引き続き検討中である。

- 一の7について
お尋ねの治水安全度については、現在の整備水準で対応できるものと認識している流量規模を年超過確率を用いてお示しすると、一級河川利根川水系利根川(以下「利根川」という。)上流部についてはおおむね三十分の一から四十分の一、利根川下流部についてはおおむね十分の一から二十分の一であり、利根川の支川及び一級河川利根川水系江戸川についてはおおむね三十分の一から四十分の一又はそれ以下の治水安全度である。
- 一の8について
お尋ねの事業等に係る現在の状況、平成二十年年度までに支出する予定の事業費及び完成予定年度は、それぞれ次のとおりである。

- ハツ場ダム建設事業 工事中 約三千二百七十億円 平成二十七年年度
- 湯西川ダム建設事業 工事中 約千六十億円 平成二十三年年度
- 思川開発事業 工事中 約七百三十七億円 平成二十七年年度
- 霞ヶ浦導水事業 工事中 約千四百五十五億円 平成二十七年年度
- 渡良瀬遊水地の調節池の整備に係る事業 工事中 約四百二十五億円 未定
- 稲戸井調節池の整備に係る事業 工事中 約三百三十七億円 未定
- 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業 工事中 約四百七十五億円 未定
- また、お尋ねの「印旛沼経由の利根川放水路

計画」、「鳥川河道内調節池計画」及び「下久保ダムの治水容量増強計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十八年二月十四日に策定した利根川水系河川整備基本方針に記載している「印旛沼を調節池として活用した放水路を整備」、「鳥川においては、広い高水敷等を活用して河道の有する遊水機能を増強」及び「利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と高上げ」については、現在、調査検討中である。

- 一の9について
利根川水系河川整備基本方針に沿って計画的に実施すべき具体的な河川工事等については、利根川水系に係る河川整備計画(同計画が定められるまでの間においては、河川法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十九号。以下「河川法改正法」という。)附則第二条第二項の規定により同計画とみなされる利根川水系工事実施基本計画の一部)に基づき実施されるものである。
- 一の10について
利根川水系に係る河川整備計画の策定に関しては、御指摘のような「ルール」は存在しない。

- 一の11について
御指摘の「経過措置」は期限を設けて講じられたものではないが、河川整備計画については、河川法改正法の制定当時から、できるだけ速やかに策定するよう努めるものとしている。
- 一の12について
一の9について述べたとおり、河川法改正法附則第二条第二項の規定により、利根川水系工事実施基本計画の一部は、利根川水系に係る河川整備計画とみなされているものであり、「矛盾」との御指摘は当たらないものと考えているが、同計画については、できるだけ速やかに策定してまいりたい。

一の13について

河川法改正法においては、環境に配慮し、地域の実情に応じた河川の整備を推進するため、河川の総合的管理の内容の一つとして「河川環境の整備と保全」を位置付ける等の措置を講じたものである。

二の1の(一)について

御指摘の「入札公告」については、今後の工事工程等を考慮して、平成二十一年一月九日に行つたものである。

二の1の(二)について

お尋ねの「ダム本体工事」及び「本体工事開始」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、平成二十年度予算にダム本体建設工事(ダム堤体の工事を含む工事)をいう。以下同じ。の事業費が初めて計上された湯西川ダムのダム本体建設工事にあつては、入札公告日が平成十九年十二月二十五日、入札日が平成二十年七月十八日、契約締結日が同月二十八日である。

二の1の(三)について

お尋ねの「ダム本体工事に着手した」及び「本体工事開始」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、国土交通省が施工したダム及び施工しているダム(昭和六十三年以降にダム本体建設工事の契約を初めて締結したものに限る。)のダム本体建設工事の契約等については、関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、これらのダム本体建設工事の入札公告日、入札日及び契約締結日について、現時点において把握している限りでお示しすると、それぞれ次のとおりである。

忠別ダム 平成五年十二月十六日 平成六年三月一日 平成六年三月十五日

平成二十一年二月九日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

摺上川ダム 平成六年九月八日 平成六年十二月十二日 平成六年十二月十三日

苦田ダム 平成十年十二月三日 平成十一年二月二十五日 平成十一年三月二日

長井ダム 平成十一年十二月三日 平成十二年三月二十一日 平成十二年三月二十四日

灰塚ダム 平成十二年十二月十一日 平成十三年三月二日 平成十三年三月五日

森吉山ダム 平成十三年十二月五日 平成十四年三月二十二日 平成十四年三月二十七日

留萌ダム 平成十三年十二月十二日 平成十四年二月二十一日 平成十四年二月二十二日

横川ダム 平成十四年十一月二十二日 平成十五年二月二十八日 平成十五年三月十日

志津見ダム 平成十五年十一月二十一日 平成十六年三月十二日 平成十六年三月二十二日

胆沢ダム 平成十六年七月二日 平成十六年九月二十八日 平成十六年十月十二日

嘉瀬川ダム 平成十六年七月十四日 平成十七年一月二十七日 平成十七年二月三日

尾原ダム 平成十七年六月二十八日 平成十八年二月二十七日 平成十八年三月二十三日

夕張シュートバロダム 平成十七年十月二十五日 平成十八年三月六日 平成十八年三月三十日

殿ダム 平成十八年七月十一日 平成十九年一月二十二日 平成十九年二月二十一日

湯西川ダム 平成十九年十二月二十五日 平成二十年七月十八日 平成二十年七月二十八日

津軽ダム 平成十九年十二月二十五日 平成二十年八月二十六日 平成二十年十月六日

二の1の四について

御指摘の「入札公告」に当たつてダムの詳細な設計を行ったこと及び御指摘の「入札公告」の工事内容はハツ場ダムの完成に必要なすべての工

事を含むものではないことから、御指摘の「数字」が異なっているものである。

なお、平成十九年十二月に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会の資料には、「基礎掘削量六八万立方メートル」との記載はない。

二の1の(五)について

一級河川利根川水系吾妻川の仮締切の工事を平成二十一年度に開始する予定であり、当該工事の完了後、平成二十四年度にハツ場ダムの本体となるコンクリートの打設(以下「本体打設」という。)を開始し、平成二十七年に本体打設を完了する予定である。

二の1の(六)及び(七)について

一般国道百四十五号の付替道路のうち先行して二車線で完成予定のもの(以下「二車線の付替国道」という。)及び東日本旅客鉄道株式会社吾妻線の付替鉄道については、平成二十二年度末までに付替工事が完了する予定であり、工事完了後は、お尋ねの「現国道」及び「現鉄道」は一般の用に供されなくなるものと考えている。

二の1の(八)について

ハツ場ダム建設事業に係る代替地については、平成二十一年度末までにおおむね造成が完了する予定であること及び造成が完了したことから、順次分譲を開始していることから、「ダム水没予定地の住民」の移転は、本体打設を開始するまでにおおむね完了していることを予定している。

二の2の(一)について

お尋ねの既に完成した区間の延長は、平成十九年度末現在、約六百メートルである。

二の2の(二)について

お尋ねの「未買収の距離数」については、多数の未買収の土地と買収した土地が混在してお

り、未買収の距離を正確に算定するためには膨大な作業が必要となることから、お答えすることは困難である。また、二車線の付替国道については、平成二十二年年度末までに工事を完了し、平成二十三年当分の供用開始を予定しており、この供用に向けて必要となる用地の買収を進めていくこととしている。

二の2の(三)について

御指摘のように「工期を大幅に延長せざるを得ない」とは、現時点では考えていない。

二の2の(四)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般国道百四十五号の付替道路の四車線化については、前回答弁書(平成二十年六月三日内閣参質一六九第一三二一五)の5及び6について述べたとおりである。

二の2の(五)について

お尋ねの「契約違反」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、一般国道百四十五号の付替道路については、地域高規格道路の整備区間として四車線で整備することを計画しているものである。

二の2の(六)について

水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第四条の規定に基づく「利根川水系吾妻川ハツ場ダムに係る水源地域整備計画」に定められた整備事業の具体的な工期や進捗状況については、事業ごとに様々であるが、事業主体においては、ハツ場ダム建設事業の完成予定年度である平成二十七年を目途に、おおむねすべての事業が完了するよう事業を進めているものと承知している。

二の2の(七)について

お尋ねの「ダム完成時期」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、現在国土交通省が管理する水源地域対策特別措置法第二条第一項の指

平成二十一年二月九日 参議院會議録第七号 質問主意書及び答弁書

定ダム(直轄堰堤維持費又は堰堤維持費(以下「堰堤維持費等」という。))が、昭和五十三年度以降に初めて計上されたものに限る。))における、堰堤維持費等が初めて計上された年度及び同法第四条の規定に基づく水源地域整備計画に定められた整備事業がすべて完了した年度として把握しているものは、それぞれ次のとおりである。

手取ダム 昭和五十五年 平成二年
御所ダム 昭和五十七年 平成七年
野村ダム 昭和五十七年 昭和五十七年
川治ダム 昭和五十九年 昭和五十九年
耶馬溪ダム 昭和六十年 昭和六十年
大川ダム 昭和六十三年 昭和六十三年
浅瀬石川ダム 平成元年 昭和六十三年
玉川ダム 平成三年 平成六年
寒河江ダム 平成三年 平成四年
蓮ダム 平成三年 平成三年
弥栄ダム 平成三年 昭和六十二年
美利河ダム 平成四年 平成三年
七ヶ宿ダム 平成四年 平成九年
二風谷ダム 平成十年 平成八年
三春ダム 平成十年 平成十三年
八田原ダム 平成十年 平成九年
滝里ダム 平成十二年 平成十三年
宮ヶ瀬ダム 平成十三年 平成十五年
長島ダム 平成十四年 平成十三年
竜門ダム 平成十四年 平成十二年
苦田ダム 平成十七年 平成二十三年予
定
摺上川ダム 平成十八年 平成十九年
忠別ダム 平成十九年 平成十六年
灰塚ダム 平成十九年 平成十八年
横川ダム 平成二十年 平成十九年

国有農地等及び開拓財産に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十一年一月二十九日

参議院議長 江田 五月殿
大河原雅子

国有農地等及び開拓財産に関する質問主意書

戦後まもなく行われた農地改革から、すでに六十有余年が経過し、昭和史に記録されるような過去に行われたこととされているが、現在でも自作農ではなく、小作人として使用料を払い続けているケースが存在している。農林水産省において、農地法改正の議論が開始された現段階において、すべての過去の遺産を清算するべきであると考え、以下質問する。

一 農地改革の精神は、地主が所有する農地を国が買収し、小作人に原則売り渡すことによる自作農の創設が大きな柱であったが、その後六十年以上が経過した現段階でも、小作人状態のまま留め置かれていた者がいるのはなぜか。
二 平成二十一年一月一日現在、国有農地等及び開拓財産は、どれだけの面積があるのか。都道府県ごとに、面積を示されたい。

三 質問二の国有農地等及び開拓財産の内、使用料を徴収し賃貸している面積は、どの程度存在するのか。都道府県ごとに、面積と使用料の収入額を示されたい。

四 地方税法第三四三条第一項には、「固定資産税は、固定資産の所有者(中略)に課する」とあるが、国有農地等を賃借し使用料を負担している小作人に対し、所有権がないにもかかわらず、固定資産税が課税されているのはなぜか。
五 質問四の小作人がその権利を子供などに継承した場合、相続税は発生するのか。

六 質問五について相続税が発生するとの答弁であれば、所有権を有する農地を相続する場合や、農地以外の区分土地を相続した場合との税額・税率の違いはどうなっているのか。

七 国有農地等及び開拓財産の売り払い先は、使用者か、旧所有者か。土地の使用状況などにより異なる場合には、ケースごとに説明を求める。
右質問する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員大河原雅子君提出国有農地等及び開拓財産に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大河原雅子君提出国有農地等及び開拓財産に関する質問に対する答弁書
一について

国が買収したものの売渡しが行われていない農地については、現在も、耕作又は養畜の事業に供するため、国が貸付けを行っているものがあるが、これは、小作農が買受けの申込みをしなかったこと、経営面積が零細であることなどから売り渡しても自作農として精進する見込みがなかったこと等の理由から、買収当時売渡しを行わなかったものである。また、国の買収後、当該農地が市街化区域内に所在することになったものは、売払いの相手方が小作農ではなく、買収する前の所有者及びその一般承継人(以下「旧所有者等」という。)となっているが、いまだ旧所有者等による買受けがない等の理由から、現在も、国が貸付けを行っているものがある。

二について

都道府県別の国有農地等(食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定国有財産管理規程(昭和二十八年農林省訓令第百二十三号)第二条に規定する国有農地等をいう。以下同じ。)及び開拓財産(同条に規定する開拓財産をいう。以下同じ。)の面積については、会計年度ごとに整理しており、平成二十年三月三十一日現在における国有農地等の面積については、北海道二百七十三万三千五百平方メートル、青森県四千二百五十五平方メートル、岩手県五千二百五十二平方メートル、宮城県八千五百九十九平方メートル、秋田県二万四千四百六十六平方メートル、山形県八千九百九十二平方メートル、福島県三万三千三百二十三平方メートル、茨城県二万二千八百七十四平方メートル、栃木県三万八千七百七十一平方メートル、群馬県二十五万二千四百四十七平方メートル、埼玉県三万五千五百九十九平方メートル、千葉県三十三万五千七百七十七平方メートル、東京都二十八万五千五百四十三平方メートル、神奈川県二十二万八千六百五十一平方メートル、新潟県十一万九千五百八十五平方メートル、富山県一万六千六百九十七平方メートル、石川県九百二十四平方メートル、福井県四千二百九十八平方メートル、山梨県六万六千三百三十三平方メートル、長野県二十万三千三百二十九平方メートル、岐阜県五万八千四百四十八平方メートル、静岡県二十二万六千三百二十八平方メートル、愛知県四万四千五百三十二平方メートル、三重県三万五千六百二十三平方メートル、滋賀県九千五百五十六平方メートル、京都府四万七千四百六十五平方メートル、大阪府十三万三千八百五十二平方メートル、兵庫県七万六千五百四十二平方メートル、奈良県三万三千八百二十七平方メートル、和歌山県六万二千三百三十三平方メートル、鳥取県九万六千三百七十五平方メートル、島根県二万九千

五十平方メートル、岡山県五万四千四百七十五平方メートル、広島県五万九千五百五十五平方メートル、山口県五万七千三百三十三平方メートル、徳島県九万五千三百五十四平方メートル、香川県六万五千八百八十八平方メートル、愛媛県三十四万三千三百五十一平方メートル、高知県二万四千四百八十平方メートル、福岡県六万六千六百平方メートル、佐賀県三千二百七十五平方メートル、長崎県三万六千八百三十二平方メートル、熊本県四万四千三百五十六平方メートル、大分県六千四百九十九平方メートル、宮崎県四千四百平方メートル、鹿児島県三千三百平方メートル及び沖縄県零平方メートルとなっている。

また、同日現在における開拓財産の面積については、北海道七百六十六万六千六百三十三平方メートル、青森県五万八千三百九十九平方メートル、岩手県五万四千四百平方メートル、宮城県二万六千六百平方メートル、秋田県二万七千五百四十四平方メートル、山形県二万二千七百六十七平方メートル、福島県八万七千四百平方メートル、茨城県六十五万五千七百七十四平方メートル、栃木県十九万五千五百一十一平方メートル、群馬県三十一万八千三百八十五平方メートル、埼玉県五十三万五千八百八十五平方メートル、千葉県八十七万六千六百三十八平方メートル、東京都二十万七千三百七十五平方メートル、神奈川県十三万四千二百平方メートル、新潟県九千六百六十二平方メートル、富山県十二万六千四百三十二平方メートル、石川県十三万六千六百平方メートル、福井県十五万六千八百七十七平方メートル、山梨県百九万四千二百六十六平方メートル、長野県百十七万四千三百三十一平方メートル、岐阜県十萬九百九十二平方メートル、静岡県六百三十九万三千二百八十平方メートル、愛知県五万三千四百四十一平方メートル、三重県百三十六万八千九百八十六平方メートル、滋賀県百四万

六百八十九平方メートル、京都府八十六万三千五百九十八平方メートル、大阪府十五万九百九十二平方メートル、兵庫県百七十万五千二百三十平方メートル、奈良県十五万三千六百六十一平方メートル、和歌山県六十六万六千四百四十二平方メートル、鳥取県三十二万三千四百六十一平方メートル、島根県一万三千二百平方メートル、岡山県二十七万五千四百三十四平方メートル、広島県百四十四万四千二百六十六平方メートル、山口県四万八千五百二十八平方メートル、徳島県十四万七千八百二十一平方メートル、香川県三万四千二百七十七平方メートル、愛媛県一万四千九百五十三平方メートル、高知県二百四十九万五千八百六十六平方メートル、福岡県四十九万五千三百三十二平方メートル、佐賀県五万九千六百九十平方メートル、長崎県百七十五万二千四百六十八平方メートル、熊本県百三十一万二千七百七十八平方メートル、大分県五十六万四千五百四十四平方メートル、宮崎県百三十九万四千三百五十三平方メートル、鹿児島県八十三万三千三百三十二平方メートル及び沖縄県四百三十五平方メートルとなっている。

平成二十年三月三十一日現在における都道府県別の国有農地等の面積のうち使用料を徴収している面積及び平成十九年度における使用料の収入額については、北海道十五万九千六百四十九平方メートル及び四百八十五万九千三百六十一円、青森県零平方メートル及び零円、岩手県千五百二十二平方メートル及び六千三百三十二円、宮城県三千二百七十五平方メートル及び二万三千七百七十七円、秋田県一万二千七百九十八平方メートル及び四十二万二千六百二十八円、山形県四千二百二十一平方メートル及び四万七千二百二十五円、福島県九千七百四十平方メートル及び百七十七万七千七百六十一円、茨城県八千七百

十六平方メートル及び十四万八千二百六十一円、栃木県十一万八千四百四十平方メートル及び二百三十五万七千八百六十五円、群馬県十萬五千二百二十四平方メートル及び三百九十九万五千九百五十四円、埼玉県二万六千六百五十八平方メートル及び九百九十九万九千九百八十五円、千葉県十四万二千七百六十平方メートル及び三千二百二十五万七千七百九十二円、東京都二十二万七千四百百二十八平方メートル及び五千三百三十八万四千七百三十三円、神奈川県十一万二千二百七十三平方メートル及び千四百三十三万八千三百八十八円、新潟県四万五千九百九十九平方メートル及び六十四万五千五百八十円、富山県六千七百七平方メートル及び一万三千二百八十三円、石川県四百二十三平方メートル及び一万四千四百二十円、福井県七十二平方メートル及び五万七千三百九十五円、山梨県三万九千七百八十八平方メートル及び六十三万八千四百五十一円、長野県十三万六千五百二十二平方メートル及び二千四百八十七万五千五百一十一円、岐阜県二万九千九百九十二平方メートル及び十萬七千九百三十三円、静岡県五万七千七百七十八平方メートル及び四百四十七万七千二百八十七円、愛知県二万六千二百九十一平方メートル及び七十三万九千三百四十四円、三重県一万三千二百十八平方メートル及び百六十三万六千七百二十九円、滋賀県四千三百七十七平方メートル及び三万九千二百六十六円、京都府二万五千九百六十七平方メートル及び三百七十七万八千四百六十三円、大阪府九万八千六百二十五平方メートル及び五千五百九十二万三千三百七十六円、兵庫県二万二千九百八十六平方メートル及び三百四十三万六千六百四十四円、奈良県二万九千九百四十平方メートル及び二百五十五万九千九百五十円、和歌山県二万二千四百八十八平方メートル及び二百三十四万八千二百三十四円、鳥取県五万四千六百六十一平方メートル及び百五十二万二千二十二

円、島根県一万九千八百八十九平方メートル及び十三万二千七百六十三円、岡山県三万七千六百六十一平方メートル及び千三百三十九万九千九百七十五円、広島県一万五千二百四十五平方メートル及び十七万二千七百六十三円、山口県一万五千一百平方メートル及び百四十三万八千九百三十二円、徳島県六万二千五百八十五平方メートル及び八十二万四千四百四十四円、香川県百三十一平方メートル及び六百五十五円、愛媛県十一万五千三百一十一平方メートル及び六百八十八万九千三百三十一円、高知県六千七百七十五平方メートル及び十萬八千二百二円、福岡県三万七千七百三十五平方メートル及び二百四十八万八千八百七十四円、佐賀県二千六百八十平方メートル及び一万六千七百二十一円、長崎県五千八百一十一平方メートル及び五万九千四百一十一円、熊本県二万三千三百三十九平方メートル及び三百三十七万九千二百五十五円、大分県三千三百三十五平方メートル及び一萬二千五百八十一円、宮崎県七百六十五平方メートル及び六千二百二十円、鹿児島県零平方メートル及び零円並びに沖縄県零平方メートル及び零円となっている。

また、同日現在における都道府県別の開拓財産の面積のうち使用料を徴収している面積及び平成十九年度における使用料の収入額については、北海道零平方メートル及び零円、青森県零平方メートル及び零円、岩手県零平方メートル及び七十一万五千八百八十五円、宮城県零平方メートル及び百四十五円、秋田県十一万九千九百十平方メートル及び一億二千九百九十九万二千九百九十九円、山形県零平方メートル及び零円、福島県零平方メートル及び零円、茨城県九百五十二平方メートル及び十八万八千六百六十四円、栃木県一萬四千七百七十平方メートル及び八百八十八万六千四百三十八円、群馬県三千二十四平方メートル及び三十一万九千三十九円、埼玉県千八百

六十四平方メートル及び千八百六十四円、千葉
県二万六千八百八十九平方メートル及び千四百十
五万八千八百五十五円、東京都二万七千七百六十九
平方メートル及び千六百九十万二千二百六円、
神奈川県三千六百二十平方メートル及び三百万二
千二百六十九円、新潟県零平方メートル及び零
円、富山県零平方メートル及び零円、石川県千
百九十五平方メートル及び三万八千四百十六
円、福井県百二十二平方メートル及び九千六百
五十八円、山梨県三千五百七十四平方メートル
及び十万八千三百五十七円、長野県一万二千六
百九十一平方メートル及び四十万九千九百九十五
円、岐阜県零平方メートル及び零円、静岡県一
万二千八百八十一平方メートル及び八万八千二
十五円、愛知県四千八百八十八平方メートル及び四
十四万二千七百七十一円、三重県一万八千九百四十一
平方メートル及び四千二百八十三円、滋賀県七
千三百五十二平方メートル及び百七十九万九千七
百三十三円、京都府二千八十一平方メートル及び千
百四十六万九千九百七十八円、大阪府四千八百
四平方メートル及び三百七十九万九千三百三十三
円、兵庫県三千八百五十五平方メートル及び二十八万九
千九百五十四円、奈良県四千四百八十八平方メー
トル及び四万五千五百二十円、和歌山県百七平方メー
トル及び一万四千五百六十八円、鳥取県三平方
メートル及び三百円、島根県百六十一平方メー
トル及び百四十三円、岡山県一平方メートル及
び百八十円、広島県一万八千二百五十五平方メー
トル及び六万九千九百三十円、山口県零平方メー
トル及び零円、徳島県零平方メートル及び零円、
香川県零平方メートル及び零円、愛媛県零平方
メートル及び零円、高知県零平方メートル及び
零円、福岡県六千六百五十一平方メートル及び
五十五万三千三百三十三円、佐賀県零平方メー
トル及び零円、長崎県四千七百一十一平方メー
トル及び四万九千二百二十四円、熊本県七千九百二十三平方
メートル及び三十四万二千三百三十八円、大分県一

平方メートル及び七万七千八百五十六円、宮崎
県百九十五平方メートル及び三万八千八百三十八
円、鹿児島県零平方メートル及び零円並びに沖
縄県四百三十五平方メートル及び五千六百九十
八円となっている。

四について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
第三百四十三条第五項の規定により、農地法
(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十八
条第一項の規定によつて農林水産大臣が管理す
る土地については、買収した日から国が当該土地
を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手
方に移転する日までの間は、その使用者をもつて
所有者とみなし、固定資産税を課することとさ
れている。これは、国が自ら買収した土地につ
いては、その所有権はいつたんは国に移転する
が、その後耕作者等に売り渡されることが予定
されているため、所有権が国にある場合でも、
現に当該土地を使用収益する者が存在する間
は、その使用者を所有者とみなして税負担を求
めることが、土地の使用の実態や課税の公平性
の観点から合理的であるとの考え方に基づくも
のである。

五について

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第一
条の三第一号に規定する者が、相続又は遺贈
(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与
を含む。以下同じ。)により財産を取得した場合
には、同法第二条第一項の規定によりその取得
した財産の全部に対して相続税が課税されるこ
ととされている。その者が相続又は遺贈により
取得した国有農地等に係る賃借権は、その財産
に該当することから相続税の課税対象となる。
この場合において、その賃借権の価額を含めた
相続人等全員の相続税の課税価格の合計額が同
法第十五条に規定する遺産に係る基礎控除額

(以下「基礎控除額」という。)を超えるときは、
相続税額が算出されることとなる。

六について

相続税額は、各相続人等が相続又は遺贈によ
り取得した財産ごとに価額を定め、その価額の
合計額から基礎控除額等を控除した後の金額を
基に算出されるが、その際に適用される税率
は、その金額及び各相続人の法定相続分等に応
じて定まるものであり、課税対象となる財産が
所有権であるか又は賃借権であるかなど財産の
種類によつて異なるものではない。

七について

国有農地等及び開拓財産であつて、市街化区
域内に所在する等自作農の創設又は土地の農業
上の利用の増進の目的に供しないことが相当と
認められるものは、原則として、農地法第八十
条第二項の規定により、旧所有者等に売り払う
こととされている。

また、これら以外の国有農地等及び開拓財産
であつて、小作地等である場合は、原則として、
同法第三十六条第一項の規定により、その
土地につき現に耕作又は養畜の事業を行つてい
る者で、自作農として農業に精進する見込みが
あるものに売り渡し、小作地等以外の土地であ
る場合は、原則として、同項の規定により、自
作農として農業に精進する見込みがある者に売
り渡すこととされている。

諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出す。

平成二十一年一月二十九日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問主意
書

国営諫早湾土地改良事業、すなわち諫早湾干拓
事業が有明海の漁業に被害を及ぼしたとして、漁
民らが潮受堤防の開門を求めた「よみがえれ!有
明訴訟」において、佐賀地方裁判所は二〇〇八年
六月二十七日、潮受堤排水門の開放を命じる判
決を出したが、国は同年七月十日に控訴した。そ
の過程で、農林水産大臣と法務大臣との間で協議
がなされたのであるが、当時の鳩山邦夫法務大臣
は昨年十月に発行されたNPO法人地球船クラブ
の機関誌「地球船」七号にその経緯を記した寄稿文
を発表した。この寄稿文の中に以下の記述があ
る。

私は農水省に対して意見を述べた。要は有
明海全域の生態系が重要なので、何らかの開
門調査が必要であり、それを農水省が約束し
ない限り私は控訴しない。

農水大臣が二度法務大臣室にみえて、徹底
的に話し合い、基本的に私の考えを了解して
くれた。

① 農水大臣は開門調査をする腹を決めて、
そのためのアセスを実施する。各地の漁業
者の意見をよく聞いて、開門の方法を決め
る。

② タイラギ、クチゾコ、ムツゴロウ、ハゼ
クチ、キス、メカジヤ、アゲマキなど、有
明海で激減している水産資源を徹底的に調
査して、その再生のために万全の措置をと
る。

この二点の約束をとりつけた上で、私は福
岡高裁への控訴の手続きをとつたのである。
こうした寄稿文に関する事実と解釈を明確にし
ておくことは、今後の有明海再生について重要な
ことである。
よつて以下質問する。

一 前記寄稿文には、控訴手続きをめぐって、農林水産大臣と法務大臣との協議は二度なされたところがあるが、二度の協議はいつ、どこで行われた、それぞれの協議の場には、両大臣以外にどのような立場の公務員が同席していたか。

二 両大臣による二度の協議の経過及び結果は、どのような形で記録され、内容の確認がなされているか。今回の二度の協議について、文書で記録されている場合はその文書名を明らかにされたい。

三 政府は、鳩山元法務大臣が指摘している前記二点の約束は、これを遵守すべきものという認識であるか。

四 仮に遵守すべきものであるということであれば、具体的に何をどのような手順で実施するのか。開門調査をする前提として環境アセスメントを実施することよいか。また開門の方法については、関係各地の漁業者から意見を直接、聴取する予定があるか。

右質問する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十年七月九日及び同月十日に法務大臣室で協議が行われ、両日とも、農林水産省から農村振興局長他が、法務省から大臣官房訟務総括審議官他が同席している。

二について
二度の協議の経過及び結果についての記録は存在しない。

三について
平成二十年七月九日の協議を踏まえ、農林水産省において作成した農林水産大臣談話(以下「談話」という。)の案を同月十日に農林水産大臣から法務大臣に説明し、その結果を踏まえて、談話が発表されたものである。

談話に示されたとおり、漁業者、営農者、地域住民等が納得し得るような調査方法について、今後、できるだけ早期に開門調査のための環境アセスメントを行い、開門調査を含め今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めていくとともに、有明海の再生に向けた取組をこれまで以上に拡充・強化することとし、有明海特産魚類の生息環境調査、二枚貝類及び有明海特産魚類の増殖技術の開発などを併せて進めていくこととしている。

四について

諫早湾干拓事業の開門調査のための環境アセスメントについては、「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価の手続き及び項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める要領」(平成二十年九月三十日付け二〇農振第一一四六号農林水産省農村振興局長通知)に基づき実施することとしている。

また、三についてでお答えしたとおり、開門調査を含め今後の方策については、関係各地の漁業者を含め、関係者の同意を得ながら検討を進めていくこととしている。

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年一月二十九日

参議院議長 江田 五月殿

藤田 幸久

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問主意書

昨年十一月、十二月に参議院外交防衛委員会で戦時中の連合国捕虜使役問題について質問し、日本政府の姿勢を質したが、不明な点が多いので、以下質問する。戦後六十四年にもなるのに、高齢に達している元捕虜の当事者やその家族・遺族らと充分な和解ができず、日米・日英・日豪・日蘭などの外交関係においていわば喉に刺さった棘のように現在まで問題を引きずっていることは誠に遺憾である。捕虜問題は、日本が受諾したポツダム宣言の第十項に盛り込まれるほど重大な日本の戦争犯罪であると認識されていた。また捕虜問題は戦争裁判のみならず、サンフランシスコ講和条約第十六条にみられるように戦後の日本政府の対応が求められてきた重大な外交案件である。国連総会で日本も賛成して決議した「国際和解年」である今年、戦後日本外交の「棘」をとりさるためにも、日本政府の誠実な対応を強く求めるものである。

一 先の大戦中の戦時捕虜に関する資料の保管状況について

先の大戦中の戦時捕虜に関する資料および関係の文書は、日本政府において戦後どのように扱われ、現在どこに保管されているのか。引継ぎ状況に関しても詳細を説明されたか。

二 捕虜問題の担当部局および責任者について
先の大戦時の戦時捕虜に関する諸問題および政策立案を所管する部局は政府のどこか。また

三 捕虜問題の認識について
連合国捕虜の取扱いをめぐる問題は、対米、英、豪、蘭などの戦後外交の中で一貫して極めてセンシティブな問題であった。オランダ・ハーグでは今も元捕虜・抑留者が毎月日本大使館前で抗議デモを行い、時に日本の大使も面会に応じ、要望書を受け取り、返書を出したこともあると聞く。

1 在豪日本大使館ではなぜ在蘭日本大使館のような誠実な対応を行わず、当事者の声を聞こうとしないのか。

2 日本政府としては、現在これらの連合国捕虜問題に関してどのような認識をもっているのか。対応すべき問題と認識していないのか。

3 日本政府は当事者にどのようなメッセージを語ろうとしているのか。

四 豪州元捕虜・家族らの訴えについて
麻生現総理が外務大臣に就任した二〇〇五年以降、麻生鉱業で使役された豪州の元捕虜や家族から捕虜問題解決を求める訴えが行われ、豪州の地元新聞や放送でも繰り返し取り上げられてきている。

1 在豪日本大使館や総領事館はこれらの情報を得ていたものと思われるが、東京の本省や官邸にこれらの情報を伝達していなかったのか。

2 日本政府はこれまでに元捕虜、家族から直接手紙や電子メールなどを受け取ったことはないか。受け取った場合は、それらの要望や質問にどのように対応したのか。

五 麻生鉱業捕虜使役に関する情報の確認について
1 外務省は二〇〇六年七月四日の外国プレス記者会見で国際報道官が麻生鉱業の連合国捕

虜使役の事実と否定的なコメントを述べたが、いかなる根拠に基づいて否定したのか。

2 二〇〇六年十一月十五日付インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙記事に關しても、昨年十一月十三日、十二月十八日の参議院外交防衛委員会中曾根外務大臣が「当時外務省において必要な確認を行った」と答弁しているが、具体的にどのような確認作業を行ったのか。

3 麻生総理は一月九日の衆議院予算委員会で、「私の事務所を通じて旧麻生鉱業関係者に照会を行ったが、当時そのような情報は見出すことはできなかった」と答弁しているが、いつ旧麻生鉱業の誰に、どのように照会し、どのような回答を得たのか。

4 政府として旧麻生鉱業関係資料を精査しなかったのか。

六 「麻生百年史」における記述と実態について
当時取締役社長であった麻生総理が発行者であつたこの本には朝鮮人労働についての記述がある。

1 麻生鉱業で使役されていた朝鮮人の当時の状況について「強制労働」であつたとの認識はあるか。

2 他方、連合軍捕虜については全く記載がないが、それらについて関係者への照会や文獻調査などを行わなかったのか。

七 ニューヨーク総領事館ホームページでのインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙記事への反論について

1 ホームページに反論が掲載されたのは正確にいつからいつまでか。

2 反論掲載を提起・指示した責任者は誰か。

3 また、そのホームページを削除した日はいつか。

4 その削除を提起・指示した責任者は誰か。
5 麻生総理はその削除の報告を受けていたか。

6 一月六日の衆議院本会議、九日の衆議院予算委員会で麻生総理、中曾根外務大臣はインターナショナル・ヘラルド・トリビューン記事には「事実誤認などが種々含まれていたために」と答弁しているが、麻生炭鉱捕虜使役の事実以外の、事実誤認をすべて挙げられたい。また、それらについて何が誤認か明示されたい。

八 労賃の支払いについて

元捕虜らが日本政府に対する不信感を払拭できない点、彼らにとつて明示的な謝罪がないという点とともに使役された当時の労賃が支払われておらず、激しい労働を強いられたと感じている点である。日本政府は、在外資産等約五十九億円分を赤字国際委員会(ICC)を通じて十四ヶ国に支払つたと主張している。

1 日本側が支払いを行ったことを裏付ける資料を明らかにされたい。また海外の当事者にも分かるように説明すべきと思うが、如何か。

2 ICCをとおして支払われた配分金は、各国においてどのように支給されたのかについて、詳細な報告を得ているか。

3 それらの報告・資料を請求したことはあるのか。

4 米国には配分されていないようであるが、なぜか。米国に配分されない理由を米国人元捕虜らに説明したことはあるか。

5 労賃支払いの根拠となる勤務記録などの資料は現在どこに保管されているか。

九 捕虜問題の解決に向けて

1 これらの戦時中の捕虜問題の解決と当事者・家族との和解のために今どのような施策

を政府としては考えているのか。

2 平成二十一年度予算案の中で、元捕虜およびその家族を対象とする事業は何か。また予算とその内訳を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤田幸久君提出戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤田幸久君提出戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問に対する答弁書
一について
昭和十六年十二月に旧陸軍省に設置された俘虜情報局は、捕虜の留置、移動等の状況の調査、捕虜の銘々票の作成、補修等を行つていた。戦後、当該業務を引き続き実施していた同局が、第二復員省及び総理府を経て、昭和三十二年に廃止されたことに伴い、同局所有の戦時捕虜に関する資料については当時の厚生省に引き継がれ、現在は厚生労働省が保管している。

一方、外務省が保管してきた外交記録のうち、終戦前のもものは昭和四十六年四月に外務省外交史料館が開設した際に同館に移され、以後、同館が保管し、一般の閲覧に供しているが、こうした外交記録の中には、お尋ねの「戦時捕虜に関する資料及び関係の文書」に関するものも含まれている。

二について
御指摘の「先の大戦時の戦時捕虜に関する諸問題および政策立案」は多岐にわたるため、事項に応じて政府において担当する部局が対応している。

三の1について

在豪州日本国大使館においては、これまで、豪州人元捕虜等からの要望等に対し、返書を送付するなど、適切に対応してきている。

三の2及び3について

捕虜の労働自体は、当時の国際法においても認められていた。一方、我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、元捕虜を含め、旧連合国諸国を含む多くの国々の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたとの歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からの詫言の気持ちで、これまで様々な機会に表明してきている。

四の1について

在豪州日本国大使館及び在豪州日本国総領事館は、関連の報道等について、外務本省に対ししかるべく報告してきている。

四の2について

政府はこれまで、豪州人元捕虜等からの手紙等を受け取った場合、面会に応じたり、返書を送付するなど、丁寧に対応してきている。

五の1について

平成十八年七月四日に行われた外国プレス記者会見の記録を確認したが、御指摘のようなコメントは確認できなかった。

五の2及び4について

外務省が保有している資料で記事の内容に係るものがないか等について、外務省国際報道官室より、外務省のその他の関係部局に確認を行った。

五の3について

平成十八年十一月十五日付のインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙記事の報道を受けて、麻生太郎事務所より、旧麻生鉱業に関する情報を有する可能性があると考えられた株式会社麻生に対し、照会を行ったところ、これに対し、同社より麻生太郎事務所に対し、連合

軍捕虜の労働に関する資料は確認できなかったとの回答があったと承知している。

六の1について

旧麻生鉱業における当時の朝鮮人労働者の労働の実態について把握していないため、お答えすることは困難である。

六の2について

御指摘の書物は、麻生内閣総理大臣が内閣総理大臣に就任する前に一個人として発行したものと承知しており、お尋ねについて政府としてお答えする立場にない。

七の1及び3について

反論の掲載については、平成十九年一月五日（ニューヨーク時間）に行われた。反論の削除は、平成二十年十二月十七日（ニューヨーク時間）に行われた。

七の2及び4について

反論の掲載・削除に係る事務は外務報道官が主管している。

七の5について

麻生内閣総理大臣は、削除されたことについて報告を受けていた。

七の6について

御指摘の記事中の麻生鉱業における捕虜の労働に関する記述以外の事実誤認等については、当時在ニューヨーク総領事館のホームページに掲載した反論の中で明らかにしたとおりである。

八の1から4までについて

政府は、連合国の元捕虜及び民間抑留者に対する支払については、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。）及びその他関連する条約等に従って誠実に対応してきたところである。連合国の元捕虜については、サンフランシスコ平和条約第十六条に基づき、日本国の捕虜で

あった間に不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、昭和三十年五月二十五日、赤十字国際委員会（以下「ICRC」という。）に対し米貨による支払を含め合計英貨四百五十万ポンド相当の支払を行った。

ICRCは、これに利子等を加え、二次にわたリオーストラリア、ベルギー等十四か国に分配をしたと承知している。ICRCの報告書には国別の分配額等が示されているが、各国における分配については各国の裁量に委ねられており、どのように配分されたかについては詳細に報告されていない。

なお、米国は同条に基づくICRCからの分配を放棄したが、その判断は米国が行ったものであり、お尋ねについて、政府としてお答えする立場にない。

八の5について

八の1から4までについて述べたとおり、我が国の支払は、サンフランシスコ平和条約第十六条に基づき、連合国の元捕虜が日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被ったことに対する償いをする願望の表現として行ったものであって、労賃の支払ではない。

九の1及び2について

政府としては、英国及びオランダから元戦争捕虜及び民間人抑留者等を訪日招へいし、対日理解及び相互理解を促進している。平成二十一年度予算案の内訳は、日英平和交流事業九百十二万六千円、日蘭平和交流事業二千三百二十五万四千円である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円